

石炭鑛業 互助會報

第五卷・第三號

昭和十五年三月二十日發行

部誌 第174号

昭和十五年三月二十日發行

目次

決議	石炭業の特異性と共販の矛盾を論ず	全國石炭業者大會	(一)
石炭販賣業は複雑多岐	常磐石炭聯合會代表	山本平八	(二)
増産を阻む共販制	北海道石炭同交會代表	古賀春一	(三)
矛盾撞着の増産案	宇部石炭鑛業聯合會代表	林敬一	(四)
商相の意圖奈邊にありや	衆議院議員	竹中雪藏	(五)
共販制が及ぼす中小鑛業者の打撃	若松商工會議所會頭	藤井伊藏	(六)
國家の爲由々敷問題	互助會石炭株式會社取締役	田龍實藏	(七)
熱意を以て當局の蒙を啓く	石炭鑛業互助會理事	西本弘雄	(八)
減産を招く政府案	互助會實行委員會委員長	加茂泰吉	(九)
現實と隔絶せる石炭統制法案	互助會實行副委員長	荒牧健造	(一〇)
當局者歴訪經過	互助會實行委員長	兒玉幸吉	(一一)
炭價引上は刻下の急務	石炭鑛業互助會	才津原積	(一二)
參考資料			
石炭配給統制法案(全文)			(一三)
石炭一手買上會社設立反對理由並に増産對策			(一四)
準平價格制の矛盾石炭共販會社案の前途			(一五)
石炭船運賃			(一六)
石炭販賣取締規則改正			(一七)
本會記事			(一八)
重役會並に理事會其他			(一九)
炭界日誌			(二〇)
		才津原生	(二一)

社団法人 石炭鑛業互助會

三月號

石炭鑛業互助會發行



(關立局督監山鏡岡福於) 行一員委行實對反販共



見會と長局村中表代員委行實

炭坑關係者各位の

御安全を祈る

福岡市藥院大通二丁目八一番地

福岡石炭商會

店主 山田 菊次

電話福岡西②

(西) 三四二
九三三
一四一
七二九
番番

出張所

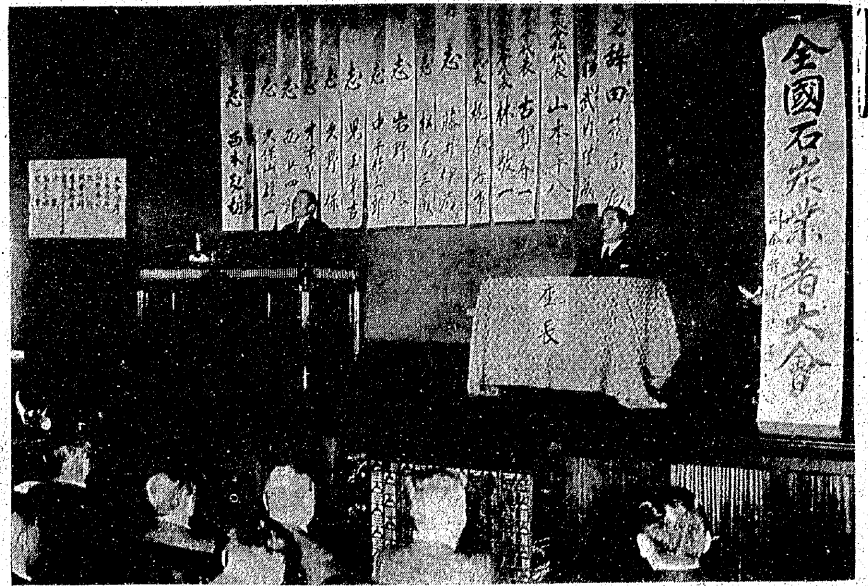
佐賀縣北松浦郡大島	長門縣下松浦郡大島	福岡縣飯塚市	福岡縣飯塚市	若松市	北九州市	北海道釧路市	東京市麻布區
電話唐津七二	電話相模浦一七	電話飯塚三三	電話飯塚三三	電話若松二五	電話留宿二五	電話釧路二九	電話赤坂二八



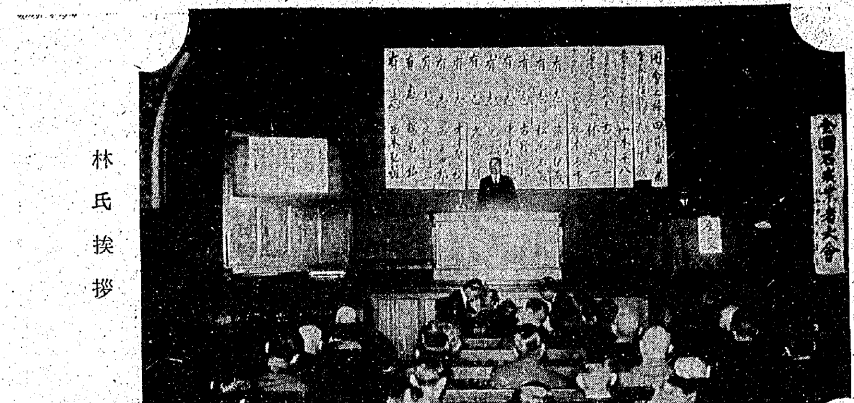
武内本社事務挨拶



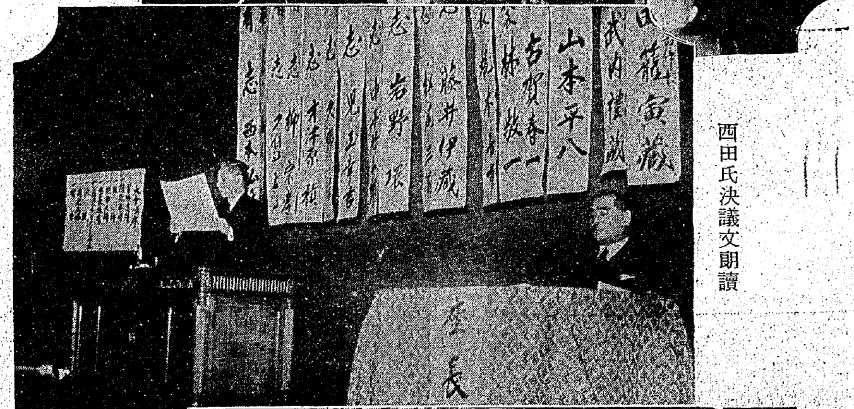
山本本社社長挨拶



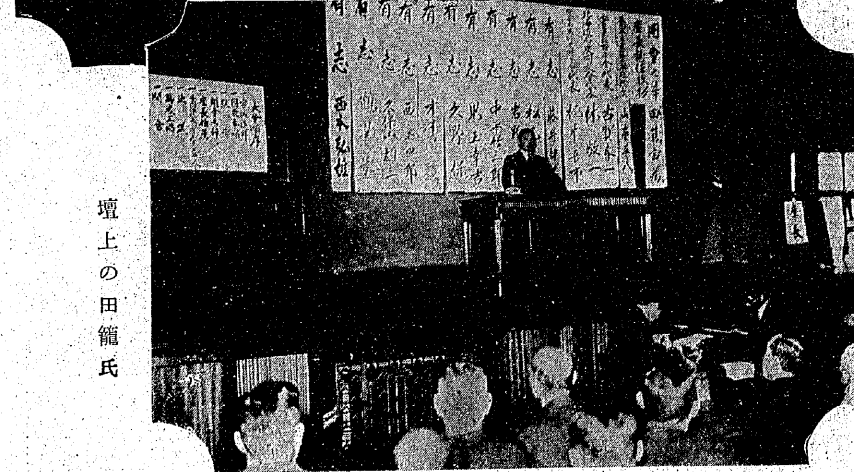
武内本社事務長席に着く(壇上は古賀氏)



林氏挨拶



西田氏決議文朗讀



田籠氏の壇上

全國石炭業者大會

二月二十九日於東京鐵道協會



議 決

吾等石炭鑛業に従事する者は左の理由に依り業界が全面的反對をなすつゝあるにも不拘政府が飽迄強行せんとする石炭共販會社設立に絶對反對の意を表明す

石炭共販會社設立反對理由

- 一、共販會社の設立は企業心理を拘束し石炭鑛業を衰頽せしめ全産業の積極的自由進展を阻止し戰時下に於ける生産力擴充を阻害するものなれば國策に沿はずるものと信ず
- 二、資金梗塞を招來す
 - イ、特に中小鑛業に於ては資金と石炭販賣權、石炭使用權は絶體不可分のもの尠からず故に企業の本條件を破壊す
 - ロ、炭鑛事業は企業者と金融業者と双方とも危険を豫見共同擔するものにして所謂一般貸付資金と趣を異にす勸銀、興銀等の金融機關に於て貸付の對照とせざるもの多し
- 三、プールの平準價格制の採用は公平なるが如くにして實は然らず之を強行せんか能率増進技術の向上は次等に後を絶つに至る、而して此の思想の根元は實に危険千萬なりと信ず
- 四、共販會社の實務は机上に於て論ずるは易く實地に執行するは極めて困難なり殊に中小鑛業に於ては複雑多岐にして之が統制の完璧を期する爲には慎重の考慮と充分なる調査の上にて實行するに非ざれば失敗に終ること、火を見るより明瞭なり股鑑遠からず日本發送電會社にあり
- 五、爾來石炭鑛業は企業の本根に於て他の重要産業と趣を異にするを以て須く自治を主とし官の指導監督を従とすることに依りてのみ健全なる發展を期し得べし

以上の如く共販會社の設立は石炭増産を最大急務とする我國現下の炭業界に於て却つて減産を招來する反國策的措置なりと信ずるを以て吾等は共販會社の設立に斷乎として反對し以て當局の猛省を期す

右決議す

昭和十五年二月二十九日

全國石炭業者大會



若松杉山響洋

石炭業の特異性と 共販の矛盾を論ず

石炭鑛業互助會長
互助會石炭株式會社社長

山 本 平 八

私は互助會石炭の社長山本でございます。本日の大會に互助會を代表致しまして、政府の一手石炭共販會社の設立に對する反對の意見を述べ、併せてこの石炭問題に就ての會の總意を、私から述べる機會を得ましたことは、仕合せに存じて居ります。大體石炭の問題は申す迄もなく今日國家に於ては何よりも大きな問題である。無論外にも大きな問題はありませんけれども石炭問題は容易ならざる問題であります。けれども、世間の人が石炭のことをよく知らない、監督官廳である政府も知らない。また消費者も實際に石炭と云ふものはどうして扱つて、どの位金が掛つて、自分等の工場で幾らで買つて居るかと云ふことは、係の人が知つて居る程度である。その係の人も失禮な申分かも知れませぬけれども、實際に石炭と云ふものがどうして扱られて居る。又日本の石炭と云ふものはどう云ふ風な程度に於てあるかと云ふことに就ての知識がない。一般大衆に於きましては尙ほ更それに就て關心を持つて居らない。それでですから世間はこの石炭問題に就て知識がないのです。それで斯うした大會を開き業者の意見を發表する大會を開くと云ふことになりましたが、私がこゝに非常

に殘念に存じますことは、所謂大きな財閥のやつて居られるところの大生産業者がこれに参加してゐない。さうして我々規模の小さい、所謂通俗の言葉で言ふ中小業者、或は販賣業者等が寄つて、國の危急存亡に關するこの重大問題を話さなければならぬと云ふことは洵に殘念です。

所謂大手の人達は全く無關心である。樂屋の中では色々なことを言つて居る。昨年になつて昭和石炭とか、聯合會とか、それ、皆樂屋では色々なことを言つて居る。けれども、表に立つてなにも意見の發表をしない。一切我々中小鑛業に委かして居る。互助會は過去の歴史に於きまして——これは私が互助會の社長であるが故に、さう云ふことを言ふのはございませぬ。今日の本論に入るに先立ちまして、過去に互助會がどう云ふことをしたかと云ふことを、極く簡単に時間を戴きまして喋りたいと思ひます。おつと先きのことは申しませんが、こゝは四五年前から石炭の需要がだん／＼眠れて居る。それに對して國內の供給が間に合はないと云ふことは、もう明かに分つて居る。そこで例の値上問題、十二年の下期から十三年には六週も値上げをしました。さうして昨年の九月に強制命令で値下げをした。値上げをする場合、業者の大きな數字を持つて居る大手と云ふものが、樂屋に於てはガク／＼言ふけれども表面に立つて少しも意見の發表をしない。それを引摺つて來たのが互助會、無論互助會は自分の事業が可愛い故に活動するのですが、誰しも自分の仕事の可愛くないものはない、その自分の業を圓滑に運用の進められるやうに努力するのは無論であります。もう一つこの筑豊の互助會の——なんと申しますか、任侠と申しますか、互助會には面白い實になんとも申し難い敬虔な氣分がある。直ぐに自分の事業を拗つて國全體を憂ふる國家を憂ふる。この全體を憂ふると云ふ氣分が我が互助會にはある。その氣分が非常に強い。そこで國が二三年後には五百萬噸、一千萬噸の炭が供給がなくて行詰るであらうと云ふことを、一番早く我々が氣づきまして、聲を大にして値上げを叫んだのです。つまり値を上げなければ——これは何故さう云ふことを申しますかと云ふと大體皆さんは石炭に御關心をお持ち戴いて、御案内と思ひますけれども、日清戰爭當時から景氣が來る、又不景氣が

来る。一寸景氣が来ては、十年後には不景氣が来る。三十七八年の、つまり十年後に景氣が来ると云ふ丁度溝と山とが波を打つて居る譯です。つまり石炭の値段と申しますか、生産費と申しますか、平らに線を引いて見る。さうすると云ふと景氣がすつと出た、その一寸景氣の出たその一番頂上と云ふものは二三年しかない。すつと下つてこゝ十年位大きな溝が出来来る。景氣の出た反面には大きな溝が占めてゐる譯です。日清戦争から三十七八年の日露戦争の間、それから歐洲大戦大正三年から約五六年間歐洲の第一次戦が少し長く續きました。さうしてあの戦亂から今日の日支事變と云ふものと、第二次歐洲戦亂があつた譯です。その間に例の大不況が来ました。昭和五年、六年、七年、六年頃はもうトコトンの不景氣になりました。石炭の全國の需要が二千六百萬噸と云ふレコードを作つた譯です。極端に下つた。さうして今日迄、今年が七十五年目に當りますが。つまり今度の日支事變、昭和十二年を起點としますと、第一次歐洲大戦より今日迄は少し長い、その溝からして長い。この溝をなんで埋めたか、つまり今日三年位の石炭景氣で業者が浮かぼうとしてゐる譯です。その大きな十六七年の長い間の歐洲第一次戦と、今度の昭和十二年の大きな溝を埋めに掛つた。この景氣が二年間續いた。その二年に所謂なにをやつたかと云ふと、自分の財布を勘定して見て何程か、餘り勘定になつた。

その餘り勘定をなに、持つて行つたかと云ふと、増産にこれを持つて行つた。斯う云ふ譯です。それを今度政府が干渉しまして、出先きの炭は先づ一手に集めて、それを共同計算をして配給しようかと云ふ譯です。さうすると石炭業の將來を誰が保證して呉れるかと云ふ問題が起さる譯です。つまり石炭業の保證と云ふことが誰も言つてない。これは私共三年も四年も前から政府に對して、石炭業を保證すると云ふことは、國家管理でなければ出来ないと呼びかけたものである。それを政府は超然として居つて、赤字になれば保護をするとか、色々なことは言つて居るが其の具體的案もなく、あくして石炭を一手に買上げて一手に買上げると云ふが、後の整理をどうするか何等の準備對策も講じて居ないと云ふ譯です。それで一部政府當路だけに委して置けないそれは他の織物とか、色々ありますが斯う云ふものはどう間違つても

斯う言つては失禮かも知れませんが、さしたる影響はない。併し石炭はさう簡單に二三の局長や官吏、ボシ／＼一年や二年で代る人達、さう云ふ無責任な人達に委して置けないこの石炭業の保證を誰もやらないで値段に就ては公正價格もどう云ふ意味に於て作るか分らない。政府の人達を悪く言ふ譯ぢやないんですけれどもそれか十分知識がない。それをどう云ふに適合に處理されるか分らない。結局石炭礦業と云ふものが破滅してしまふ。斯う云ふことになる。

そこでこれは重大事であるから、どうしても斯う云ふ早まつたことをして貰つてはならない斯う云ふことでつまり我々も長い間、約半年餘り、正直に申しますと、もう精根が盡きました。嫌やなんです、斯んなことを言ふのは、草臥れ切つてしまつたのれんに腕押しと申しますか、向ふがかたければ、こちらが突くと應へが有りますけれども、なんにもないんだから。それに向つて三ヶ月も半年もヤイ／＼言つて、全く草臥れました。互助會は過去に於てさう云ふ歴史を持つて來て居る譯なんです。さてこれを數字的に御説明すると、大變面白いのですが、つまり十二年の下期、それから十三年一杯、十四年、それに十五年に掛つて來て居りますが、これを我々が例へば一圓上げると云ふ時に、大手の石炭業者あゝ云ふ人達は上げない、良いとも言はず、悪いとも言はないんですから現状でよいのです。

我々二圓下げようかと云ふ時には一圓、一圓五十錢、下げようかと云ふ。ところが我々は現状で言ふと緊縮しなければならぬ。斯う云ふ風に一圓下げよう、八十錢下げようかと云ふその差が幾らあるかと云ふ計算をしますと、四億五千萬圓ある。我々が叫んだために石炭業者に入つた金が十四年度に四億五千萬圓、はつきりその數字が出る。これは四億五千萬圓を増産に全部炭礦が借て來れば、千萬噸位は出たかも知れないが、さう云ふ譯に行かない。儲かつたのはまあ配當にするとか色々つまり有効にそれが使はれる譯ですが、假に四億五千萬圓のうち、私は二割乃至三割かこの新營企業、つまり増産の方に仕向けられたらうと假定しても、生産一噸當りの企業費が二十圓と見ますと、今とはとても二十圓で出來ませぬけれども、過去に溯りまして、すつと平均しまして、二十圓と見まして八七百萬噸ですから。我々が聲を大にして業界を

引摺つて來た數がそこに出で来る。今出るか出ないか分らないが、今我々がこれを叫ばなければ、恐らく日本の出炭は〇〇〇〇噸をこえても〇〇〇〇噸は出ない。満洲事變、支那事變、如何に〇〇〇〇噸を鳴らしても、〇〇〇〇噸をこえては何も出來はしません。さう云ふ大きな鍵をと、四五年前から互助會が握つて來たのです。事實上炭界をリミットして來ました。無論我々は常に三年、五年、十年先きを見て、石炭界全體を導いて來た譯なんです。さうして今日政府が或る統制會社を作る。統制と云ふ文字が甚だ困るんです。これが統制と云ふ文字そのものはよいんです。これは辭書を引けば、統制と云ふのは非常に複雑なものを綺麗にして行かうと云ふ、これは辭書に書いてある通りですが、政府はなんでも統制々々として云ふ。政府はこの言葉を濫用されては困るんです。私はこの統制と云ふ文字を、もう少し變へて貰ひたいと思ふんです。つまり政府の處置とか、官と云ふもの、民間でも統制と云ふものはあるのです。

若し今日統制をしなければ、國家の危機が迫ると云ふことであるならば、過去の明治御維新から七十年の歴史に於て、日本が減びると云ふことになる。當時は書類を役所へ持つて行つて半年も一年もしての石炭の試掘にしても、採掘にしても、二年か三年で判をいつて廻つて來れば、早いと云ふやうな程度です。よくそれで日清戦争、日露戦争、歐洲大戰をやつて來たもので、自治統制と自由主義であつたが、今後何も自由主義でなければならぬと云ふ譯でない。無論時世が時世世界の太勢で皆が或る程度縮めて、さうしてだん／＼合理的に行くと云ふことは、これは國民として無論誰しも異議はない。我々も異議はない。本當にやつて呉れるなら、ところが石炭と云ふものはさう簡単にやれるものでないことは、他の仕事は所謂地上に工場を建て、やる。工業と云ふものは重工業にせよ、輕工業にせよ、これは何百あらうと、何千あらうと、所謂資金があり、資材、原料があり、人間があれば出來るのですが、或は電力の如きは極めて簡單です。ところが石炭と云ふものはさう云ふものぢやない。これは御説明する迄もない。エックスなんです。分らない地下にあるやつを掘つて行く、而も場所が北海の先から九州の涯で迄偏在して居る。バラ／＼です。積出地でも積出港でも何百と云

ふものがある。さうしてそれが小さな炭坑だから良いとか、大きい炭坑がどうかさう云ふものではない。その土地に喰ふ。その地下を掘るものなんです。そこに石炭の特異性と云ふものがある。これを附いて居机上論で、簡単にその表を集めて整理しようと云ふことは大變な事なんです。でなにも政府を悪く言ふ譯ではありませぬが、ガバメントと云ふのが世界の通用語です。政府が裏に廻つて仕事をすれば、能率が落ちるんです。これは仕方がないだから徹底させるなら徹底させて、極端なところ迄行かなければならぬ日本の今迄やつて來た歩み方からしますれば、さう行つてないんです。そこで政府要路の認識は大變なながある。なんか間違つた感があるんです。

それでこの問題を我々はだん／＼煎じ詰めて行くと、思想問題に結び付けて來る傾きがある。所謂官僚獨善と言ひますか、だん／＼垣を高くしてしまつて民間で覗けないやうにしてしまふ。覗くと中で居眠りをして居るその垣の中に集まつて居る、大臣次官が集つて、民間から假に入つても、皆んな昔は官吏の鎧を着たやうな人で、事情に通じないやうな人が入つて居る。さうしてだん／＼最大級の言葉を使つて、中央なんか會と云ふやうなものを作つて居るが、實際の仕事は皆屬官がやつて居る。この人達がとても忙しい、眼を廻すやうに言つて居る。さう云ふ譯で十分準備が出來てない人で一言で言ひますと、それでそれから統制と云ふことは良いのですが、石炭をさう簡単に考へて貰つては困るんです。そこで私等は自治、各地の自治に委して下さいと云ふことを言つて居る。委せるのも委せ切りで良くない、各地の地方ブロッツクと言ひますか、ブロッツクと云ふ言葉がありますが、地方の自治に委してそれさうしてその自治を強化して政府がそれを指導したらよいぢやないかと云ふ譯です。ところが政府は何もしないんです、正直のところ、それはその中で政府の方がやつて居られるのはよい。局長が居る。私は前の小島局長でも、今度の東局長でも言つて居る一寸も勉強しないではないか。今日のあんなの話も、三日前のあんなの話も、同じ話ではないか、それではしよがないぢやないかと言つて居るんですが、情けないです。さうして煎じ詰めたところが、なんかある、なんか上から押して來る。これではしよがない

ない。それで燃料局長官が勤まりますか。燃料全體を握つて。自分の地位を提げて、自分のボヂション、椅を提げて立つて貰ひたいと思ひます。今の東さんは非常に強く言つて居られるが、自信が自信がない筈です。分らないんだから。そこでは私等はまだ三三年前からお百度を踏んだ。非常な貴重な時間を費して、自分の會社の仕事はもう立つて見るやうな程度で、殆どこれに當つて来た譯です。ところが局長から事務官迄コロツと變つてしまふ。無責任なものぢやないですか。すつかり變つてしまふ。さうして又話すと、前の長官の時はと言つてお逃げになる。どうにもしようがない。併しそんなことに我々不平を言つて居られない。その官もその政府も、我々の政府であり、我々の官です。官と民とがなにも對立して居るのではない自分の矢張り一つです。多少私はまあ今の次官級に學友がありますが、どうもさう云ふ觀念が私にある。から直ぐ手傳ふんです。若しも俺があつて居れば、いつでも一緒に簡単に考へる。それをだん／＼官と民とを高くして、排斥しようとする。この空氣は日本では絶對にいけない。それはドイツやイタリーと國民性が違ふのです。若し長い時間を戴きますとこの大和民族は私の見解では十二三の民族をその根に持つて、この大和島根に根を張つた。それはキリスト教に致しませうか、佛教に致しませうか、回々教に致しませうか、孔子の教へに致しませうか、皆渾然として作られた一つのなんとも言へない民族なんです。非常に光輝ある民族です。こゝでなんと云つても對立して行くことは出来ない。それは官も努力する、民も努力する。さうして私等の希望に到達します。政府が一律に決めたこの石炭問題は今暫らく民間に委して貰はなければ駄目です。さう云ふ強い信念から、これに對して絶對に反對をして居ります。これ等の法案が出来ても、私等はさう簡単にこれに従いては行けませぬ大手の業者は例の昭和石炭を作つて居る。この昭和石炭と云ふものは、幹部をまあ悪く言つてはいかんけれども、どうもいかんです。政府の人に阿ねて居る。つまり非常な金持の坊ちゃんにお出入りをして居るものだから、阿ねて居る。盆暮になんか〇〇〇〇〇〇なんがさう云ふ考へから、或は會社でも出来れば、自分がその要職に就かうと云ふ希望がある。これはいかん。私は屢々古田社長或は澤

田常務に辭職を勸告した。さう云ふ不眞面目なことではいかん。もう少し石炭のことを考へて呉れ。と屢々言つたものです。政府に協力してやるなら、本當に協力してやる。大體全部の八割の炭を握つて居つて、六年間なんにも調査をしない。僅に自分等の地盤の擁護、或は不景氣になつたらさうしよう。さう云ふことばかり考へて居つて、本當に官に協力しない。昭和あたりで其れに氣がついて、年に百五六十萬圓の金を作つて、それを完全に使つて政府燃料局を指導して、指導と云ふと語弊がありますか、材料を提供して置けば。斯んなことにならない。それをなんにも出さない。秘密々々と云ふとで、なんにも出さない。政府は民間の言ふことをきかない。だからピシヤツとやられると云ふことは、さう云ふことゝに大きな原因があるんですが、兎に角煎詰めたところ、この共販會社なるものは絶對にいけません。それは代案は幾つもある。これは代議士の方達も中されるんですが、一つ書きに書いて、分り易いやうに、反對項目を擧げて呉れと云ふ話がよくあるんですが、そんな簡単なものではない。電車の中で見ても分るやうなパンフレットを廻して呉れと言はれるがそんなものではないそんなことでは法案なんにもない。理屈は政府の方にも大變良い理屈があるんですが、そこを一つ書物にして、一寸電車の中で見ても分るやうにと云ふ御注文が非常に出るんですが、それは一つ書物にして題目だけで擧れば拾はれますけれども、一項目に就て説明が三時間も五時間も掛るんです。掛らないと分らない。簡単に書いて成程と領けるのは、政府の方の法案にはなんにもございせん。そこで兎に角その反對の理由は、我々はこの四團體の名に於て理由書を、パンフレットを作つて居ります。澤山でございます。それは有志の方々にお譲りしたいと思ひます。餘り時間を取りますから、お譲りしたいと思ひます。先程一寸申上げた金融問題、これなんか石炭鑛業の金融と云ふことは、とても通常の常識で考へる所謂金融とは全然違ふんです。これも後で一つ有志の方から詳しくお話願ひたいと思ひます。私の申上げるとは總て徹底して居りませうか、どうせや皆さん。〔徹底して居ります〕と言ふ者あり。我々の反對理由は只今申述べました通りであります。こゝに斯う云ふことを一言申上げたいのです。政府の案と云ふ

ものに反対すると言ひますと、なにか國策に反するとか、或は非國民と云ふやうな批判を受け勝ちなんです。それが非常に歩き方が悪い譯です。ですからそこをよく御判断を願ひたいと思ふんです。無理が通ります。どうしても無理が通る譯ですが、政府には責任と云ふものがございます。民間の方は一寸すれば重大問題で自分の地位名譽等は一舉に失つてしまひますけれども、政府の方は相當無理をしても通ります。向ふから押して來ますのに非常な力がある。それに對して民間の我々とか言ふと、それが反対するための反対と考へられるさうな気がするのです。(拍手)石炭問題だけはそれ誤解のないやうにして戴きたい(拍手)それでどうしても政府の方の顔を立てなければならぬならば、立てるやうにすればよいんです。併し私はさつき申したやうに、政府の顔とかは考へたくない。石炭問題に就ては業者の考へて居る通りに行きたい。それから所謂財閥のやつて居られる大手筋斯ふ云ふ人達に本當にこれに糾合して戴いて、國民の聲として、政府の法案を一先づ撤回して貰ひたいと思つて居るのです。さうしなければ不安が起きる譯です。先程も開會の辭にあつたやうに、減産と云ふことはつきりして居る。これは申す迄もない既に政府が斯う云ふことをしよう、あゝ云ふことをしようと言つて、昨年の秋頃からこの法案なり、命令なりを仕組まれた當時から、この仕事そのものに積極的施設をするのを皆躊躇しつゝある。これを見ましても分るんです。大變どうも長く喋りましたがどうぞ私共の趣旨を十分お汲取り下さいまして、如何なることがありましても、この法案が議會に上程されました場合は、皆さん石炭にお關係をお持ちになつて居る方々ばかりと思ひますが、どうか私共の趣旨に御賛同願つて、圓滑にこの石炭鑛業に傷をつけないやうに、絶対に傷をつけないやうに、日本の石炭鑛業の衰滅を防ぎさうして非常時に於けるあらゆる産業の原動力であるこの石炭だけは、どうか官民協力して、立派な結果を持つて行くことの出來ますやうに、よい加減なつまり机上論に囚はれないやうに、どうか賢明なる御判断に依つて私共の趣旨に御賛同あらんことを偏にお願申上げます。

石炭販賣業は複雑多岐

常磐石炭鑛聯合會代表 古賀春

私は常磐炭鑛聯合會の古賀春でございます。只今互助會の會長山本さんから、この一手販賣會社案に就きまして、反對の理由を屢々御説明になりました、又詳細なる色々の反對理由も後で説明されるさうでありますから、私は極く大體の反對理由を申上げたいと思ひます。

この石炭生産業に於て販賣業は御承知の通り非常に複雑なものでありまして、この事業はどうしても國家統制には最も不適當なものであると思ひます。總ての事業は皆相當に困難はありますけれども、この石炭は御承知の通り全國にその銘柄は二千五百種に昇りまして、この二千五百種の銘柄は、人間の顔形が異ると同様に、皆それ／＼品質及び性能を異にしている。これを一手に買上げてやると云ふことはな／＼複雑であるし、困難であつて、實行は出來ないと思ひます。この實行困難なものを無理にやるとすれば、必らず目下の石炭混亂時期に拍車を加へて非常に混雜を來たし、遂に收拾すべからざることになりはしないかと恐れるのであります。而も今度の販賣會社は假に失敗するとすれば、益々統制を強化すると云ふことであります。我々はこの案が成立すると云ふことは、金枠に入られること、始ど同様だと思ひます。現在に於て非常なる不自由は感じないかも知れませぬけれども、益々統制を強化されまして、遂にはこの金枠でだん／＼締められて、自分の手足も自由に動かせないやうな風になりはしないかと恐れるのであります。さう云ふ風に前途に非常な不安を感ずるものでありますし、當業者に於ても將來どうなるかと云ふことを心配して居りまして、將來増産をするとか

擴張及び新規事業を起すと云ふことに就ては非常に躊躇します。即ち業者の企業心を阻みまして、増産は愚が、減産に至りほしないかと恐れるのであります。これが第一に反対する理由であります。それからこの第二には總ての事業もさうであります。殊にこの石炭鑛業は精神力及び努力の如何に依りまして、その影響する處は非常に多大であります。

例へて見ますれば、一般産業に於きましては或る一定の設備を持つて居つてやりますれば、甲が經營しても、乙が經營してもその差はさう著しいものではありません。或る一定の設備を持つて居つてやりますれば、甲が經營しても、乙が經營しても同じ設備を持つてやつて居つても、甲が經營すれば生産業が十圓で済むものが乙に變つたために十三圓或は十五圓になると云ふことは、實際に於て例に乏しくないのであります。さう云ふ非常なる伸縮性のある特殊の事業に於て、この企業心を阻み、その熱意を阻止するやうなこの共販會社案は、我々にして絶対に反対しなければならぬ第三の理由であります。それからもう一つは今世間で随分問題になつて居る二重炭價の問題であります。現在中小鑛業家のやつてゐる山は昭和系に於ては引合はなくそれを拂下げ若くは中止したやうなものを引受けて經營するか、或は新しい炭田であつても炭層が薄いか、炭質が悪いとか、或は非常に變動が多いとか云ふ、色々條件の悪いものをやつて居るものが多いのであります。従つて又危険も多いからして、それに對する銷却率も餘計見なければならぬと云ふ色々さう云ふ特殊な困難な事情がありますからして、これ等に對する二重炭價は、どうしても社會に認めて貰はなければならぬと思ふのであります。或ひはさう云ふ炭價はやめて、重點主義に行つたらどうかと云ふ意見もあるかも知れませぬが、併しこれ等の今申した中小炭鑛は、昭和系のあゝ云ふ大炭鑛でやつては、到底引合はないのであります。中小炭鑛の人が經營者及び首腦者が非常なる努力に依つてやつて居るのであります。これを若しやめるとすれば、全國に於て一ヶ年に千五百萬噸減るのであります。この千五百萬噸と云ふものは現在のこの石炭不足に於ては非常なる貢獻をして居るのであります。これはどうしても繼續してやらなければいけません。それでこの點をどうしても當局及び一般のお方に認めて貰つて、こ

の中小炭鑛業の益々發展するやうにしなければ、この日本の現在の石炭不足は容易に緩和出來ないと思ふのであります。それから最後にどうすればそれでは増産が出來るか云ふのであります。この増産に就きましては色々要素があります。併し時間も少いのですから、極く大體を申しますと、この炭價を適正炭價に直すこと、資材を優先に配給すると云ふことであります。これは今迄お話のあつたやうに、この炭價は一昨年の九月商工省の命令に依つて引下げされました。この節は我々も互助會と同様に引下げました。その後昨年の九月警視廳の命に依りまして、尙大幅の引下げをして今日に至つて居りますが、その間一昨年の九月以來生産費の暴騰は約三割に達して居ります。で現在に於ては非常に利益が少くなつて居りますし、或は赤字のものも澤山あるやうな状態であります。で、これはどうしても適正炭價にして、斯う云ふ危険な仕事をやるのですから、或る程度の適當の利潤を認めさせて、この増産に邁進させると云ふことには矢張り炭價を適正のところにと置くことと云ふことであります。これは炭價が上れば、總ての物價が上りはしないかと云ふ色々意見もありませんが、この石炭は總ての産業の原動力でありまして、商工省の十二年の統計に依りまして、發電所などは除いてあります。その外總ての産業に就きましては、百五十八億の生産費に對して、石炭は僅かに二億八千七百萬圓、即ち百分の一・八。これを二割や三割上げたところで、わづかの値上りでありまして、これは殆ど問題にならないと思ひます。それは當局に於きまして、この石炭は非常に重要なもので、今後大いに増産しなければならぬ。即ち助成してでも増産しなければならぬ時にあつたにこの低物價政策に囚はれて値下げをする。さうしてその儘据置いて居ると云ふ状態でありまして最も大事な石炭をさう云ふ風に虐待をして居るために、この今日の石炭不足を餘程大きくならしめたものと思ひます。でありますから、速かに炭價を適正ならしめ、資材を十分配給して、少しでも早く増産出來るやうにしなければならぬと思ふのであります。ところが今度の共販會社に就きましては、色々増産の案もありますが、これは殆ど名のみで實効はないやうなものであります。又ブール平準價格と云ふ案もありますが斯う云ふものも殆ど當てにならぬものでありま

して、我々は總てこれに就て賛成するところはないのであります。總ての方面から考へましても、これはどうしても反對して、さつきから特話のあつたやうに、自治統制を強化して、即ち國民統制としまして、政府の餘り關與のもとに、これに強制力を持たしてやると云ふことが一番よいんぢやないか。これは我々當業者の意見ばかりでなく日本の最も有力なる日本經濟聯盟であるとか、その外商工會議所の全國の集まりの會であつても、或は大坂の政治經濟研究會に於ても、皆この國家統制はいけない。どうしても民間のもとにやらせなければいかんと云ふことを言つて居るし、これは殆ど大部分の意見であらうと思ふのであります。さう云ふ理由に依りまして、我々はこれに反對する所以であります。簡單ながらこれを以て。(拍手)

増産を阻む共販制

北海道石炭同交會代表

林

敬

私が只今御紹介に與かりました、北海道石炭同交會の林でございます。私共は先般來政府が今正に施行せんと致して居ります此共販會社の設立に反對致して居ります。政府はこの共販會社の設立に依りまして、一面には配給の圓滑を圖り、この適正價格の一定のプールの平準價格で賣出す。又増産を圖るやうな大變都合のよいことを考へて居りますが、私共の見解とは大變違つて居ります。私は寧ろこの共販會社の設立に依りまして、此少くとも過渡期に於きましては、現在出炭は減るのみなので、増産獎勵金の如き、或は掘進助成金の如きに依りまして増産は不可能である。斯う云ふ見方を致して

居るのであります。さう云ふ解釋の下に強い、意志を持つて反對を致して居るのでございますが、然らばどう云ふ點が増産が不可能であり、又増産を阻むか、現在出炭を減するやうな憂ひがあるかと云うことは、皆さんが考へになるところだらうと思ひます。又私が最近にその信念を一層強めましたのは、この頃世間に跋扈して居つてこの粗悪炭の横行に關しましては全く中小鑛業家がこの汚名を背負つてゐるやうな次第でございます。それで一層これに義憤と申しませうか、一つの言ふべからざるところ悲憤の情に燃えてゐるのであります。斯う云ふものを一掃することは、我々中小鑛業家の名譽回復でもあり、又一面にはこれが總ての生産を助ける道である。斯う云ふ觀點から私は一つの義憤に燃えてゐるのであります。そのために一層この共販會社の設立がいけないと云ふことを考へまして、只今申しますやうな反對を唱へてゐるのであります。然らば如何なる點が増産を阻むかと云ふことを簡單に申上げますと政府は増産と致しましては、前に申しましたやうに、増産獎勵金を一噸に就て五圓づゝ計上しまして、總額三千萬圓を支出する。又坑道掘進助成金として四十錢メートルに對して一、二千萬圓を支出すると云ふ、斯う云ふ案を樹て、居ります。ところがこれは私が申す迄もなく、皆さんの方が御承知と思ひますが、甚た斯う云ふ案は複雑微妙なものでありまして、その實行が不可能である。又實行しなくても公平に行かない。或るものは非常に恩典に浴し、或るものは恩典に浴しないと云ふ傾きのあることは明瞭であります。この點に於きまして業者は全くこれに期待を持て居らぬ。熱がないのであります。熱のないものは効果はないと云ふことになりまして、私はこれを以ちまして、増産獎勵金の供與に依つて、支給に依つて、増産は先づ不可能である。出來ても微々たるものである。斯う云ふ工合に考へます。又現在の出炭が減りはしないかと云ふ觀點は、これは所謂プールの平準價格で賣出すと云ふことから起つて來るのであります。

プールの平準價格で賣ります根本は、所謂規格であります。このカロリーの依つて値を決めるのであります。若しカロリーがなかつたならば、それだけの悪炭は出さないと云ふことになりまして、相互生産業者はその價

格に規格に適用するやうな品質のものを出さなければならぬ。所謂品質の精選を云ふことがそこに起つて参ります。そのために現在の出炭が減する。何故減するかと申しますと、現在はこの一年半乃至二年、又近くに見ますと、半年前に逆行しましたが、現在の石炭と云ふものは、大炭鑛も小炭鑛も中炭鑛も、いづれも以前の品質にしますと、品質を下げて居ります。これは故意に下げるのではありませんが、勢ひ品物が足らない。足らなくても各會社から出せよと言はれます。得意先から責められます。又官廳からもこれだけの石炭を出さなければならぬと懇懇を受けます。さう云ふやうに云ふ壓力が加はりまして、勢ひ品質が悪くなつて来るのは當然であります。

それで現在の品物が餘程悪いならば、これを規格に當嵌まるやうに出しますと必ず出炭は減ると云ふことになります。少くともこの過渡期に於ては出炭は減ると云ふことになります。それで現在の出炭に於てさへ尙ほ足らないものが、この上に五千萬噸、或は六千萬噸、本年は五千何百萬噸、と云ふ狙ひどころがあつて、そのうち狙つて居りますのであります。すがそのうちから五分位減る、譯なく減るのであります。さうすると増産どころではない。逆に減るやうな見透しがいついて参ります。それで私はこの點からも反對を唱へます。又先刻申しましたこの粗悪所謂粗悪炭の横行と云ふものは、結局石炭が足りないから起つて来る現象でありまして、これが石炭があつたならば、そんな悪い石炭は誰も使ひ手がない。自然に社會から葬り去られることになりませんが、今日はさう云ふものでも、まあないよりもある方がましだと云ふことも言ひます。又そんな都合になつてゐる。それで私の今申しました石炭が減産になりはせんか、前提にした見地からでございますから、これを私はよく業者に訊ねます。使用する方面の人に訊きます。澤山石炭を使用する人の方面に、この共販會社を設立すれば斯う云ふ理由に依つて石炭が減する、君方は減してもよいか、減しても差支へないかと云ふことを訊きましたところが、この人の答辯は二三ありまして、その人々の使ふ場所に依つて違つて居ります。或る人は品物が少々減つても、品物が良くなりさへすればそれで間に合ふと云ふところもあります。そう云ふところも場所に依つてはあります。

ところが或る人に依つて、それは少し品物が悪くても、量が多くないと、これ以上減つては我々のところは困ると云ふところもあります。この方が寧ろ私は有力だと考へます。現在に於ては品物が幾らか悪くても量が多くなれば行き渡らなると云ふところの方が多しと思ひます。さう云ふことから考へますと、今日この共販會社を設立することは増産の見透しが十分でないのみならず、出炭を阻むことになりすから、私はこれを設立することを反對すると云ふことを申し上げて置くのでございます。斯う云ふ風にこれは人に依つて多少違ひます。それで私は私の立場からさう云ふことを認めますが、斯う云ふことは又見方に依つて違ひますが、これは使用する方面の人と出す方と、もつとよく公平に、或は第三者の批判に依つて、私共の説が是であるか非であるかと云ふことをなしたいと思ひます。併しながら私の私見と致しましては只今申します理由に依つて共販會社の設立は増産を阻むものであると云ふ觀點から反對し、尙今申しました悪炭の掃蕩は、掛つて我々業者の双肩にある。我々のこれは責任であると云ふ考へから、増産をしなければさう云ふものを一掃することが出来ない。云ふ觀點から、又反對する次第でございますが時間の制限がございすので、洵に簡單でございますが、私の共販會社設立反對の理由は、洵に簡單卒直、明瞭なりと私は思ふのでございますから、これは皆さんの御批判に依つて決して戴きたいと存するのであります。(拍手)

矛盾撞着の増産案

宇部石炭鑛業聯合會代表 竹 中 雪 藏

私は宇部の——炭鑛をやつて居る竹中でございます。實は本日は宇部の聯合會の代表である梶本吾市氏が急病に依りま

して、この壇上に立つことが出来ないやうになりましたで、宇部からやつて来た會員一同の推薦に依りまして、實は若輩なるが故に、お前一つやつて呉れと云ふことでもございましたので、若輩なるが故に推薦されたのでありますから、その點をどうか御諒承をお願いしたいと思います。

それで實は本日この會場に来る寸前にさう云ふことが決まつたのでございまして、申述べるだけの材料もないのでございまして、甚だ議論の徹底せぬところもあるがと思ひますけれども、どうぞその點は御諒承の程お願したいと思いますのであります。前各位優秀なる代表に依りまして、共販反對の一般理論は屢々説明されたことと思はれるのであります。私は宇部地方の特殊事情を申上げて、この共販の結果、宇部地方の石炭量がどう云ふ風になつて行くのであるかと云ふことを申上げて見たいと思ふのであります。この中には或は宇部地方の石炭業がどう云ふ組織に依つて出来て居るかと思ふことを、御存知の方もあるかも知れませぬと思ひますけれども、一寸御説明を加へたいと思ふのであります。

宇部地方の石炭業は一種の組合制度に依つて成つて居るのであります。この組合と云ふものは民法上組合でもなければ、商法上の所謂匿名組合でもない。宇部一種獨特の家族的組合であります。この組合員の出資に依つて、宇部の中小炭礦業者が成立して居るのであります。私共この組合員の一人として、必ず、石炭の販賣業者が加はつて居るのであります。その石炭の販賣業者は單なる組合員ではなく、その組合員の中でも非常なる重要な地位に立つものであります。簡單に申しますと、出資の點に於て非常に重大な責任を持つて居る譯であります。若しも共販が實施されるやうになりますれば、この組合員、重大なる組合員の一人である販賣業者は、これに依つて自由に銘々の石炭を販賣することが出来ないと思ふことになりまして、石炭業そのものに全然興味がなくなつて来るのであります。つまり石炭業と云ふものから手を引くやうにはせんかと云ふことであります。現在盛業をして居る石炭業はそのため、氣勢を殺がれることは勿論でございますけれども、そればかりでなく、現在孤々の聲を擧げた石炭業が全滅の悲運に陥り更に今後中小石炭業の發達と

云ふことは、全然見ることには出来ないと思ふのであります。然らば中小炭礦が斯う云ふ衰滅の一路を辿ると云ふことは、どう云ふ結果になるかと云ふことを申し上げますと、宇部地方だけの統計で見ますと、この事變後に於て石炭の増産をなしたのは、實にこの中小炭礦だけであります。この中小炭礦はこの共販に依つて、一大鐵槌を加へられると云ふことは、即ちこの石炭増産と云ふことに對して、反對の方向を取るものであります。第一政府は一方に於て石炭増産と云ふ重大國策を掲げながら、一方に於てこの共販會社に依つて反對同様になりまして、政府自身非常な矛盾撞着した方法を採用して居るのではないかと云ふことであります。(拍手)私はこの一點より石炭共販制度に對して、絶対に反對の叫びを擧げるものであります。甚だ簡單であります、これを以て。(拍手)

商相の意圖奈邊にありや

衆議院議員 松尾三藏

只今紹介を受けました松尾でございます。本日この大會に皆さんと同意見をもちまして、皆さんの前に私は反對の意見を全部申上げる考へで居りますけれども、私が本日只今商工大臣に會つて参りましたがどうも商工大臣が、如何に反對であつても、この法案は上程すると思ふことを申して居ります。反對の理由に就きましては一同の人から申上げて貰ふから私は議會に於て反對の質疑を致す考へでございます。併しながら唯一言只今商工大臣に會ひました時の商工大臣の

氣持のあるところを、皆さんにお傳へ致したいと思ひます。大體に於て政府が石炭不足の時に當り、増産と配給の圓滑を圖るためと云ふ言葉の下に、石炭配給統制法案と云ふものを上程すると言つて居りますが、皆さんのお考へでは、決してこの法案が通過致しても増産にはならない。配給の圓滑は出来ない。却て減産を致して、不圓滑を來たすと云ふのが皆さんの反對の理由であると思ふのであります。故にこの點に就きましては、我が會より幹部諸氏が殆ど六ヶ月に亘つて、反對運動を唱へて居りますが、なんと言つても容れずに、政府の思ふ儘の要綱に依つて、これを提案致さんとして居るのであります。で、今日この反對の大會のある反面、實行委員のお方六、七名議會にお出になりまして。商工大臣、燃料局長官、事務次官、その他の人と會見を致されたところに、私は同じ意見を持つて參與をして居つたのであります。

その時皆さんが代表的に燃料局長官に陳情を致して居られるところを聴きますと、この法案が出れば當然減産になりますから、この法案だけは撤回して下さい。あなた方はこの法案が國家のためになる法案としてお出しになつて居ることはよく承知して居ります。併しながら我々業者から見ると、決してこれは増産にはなりません。減産致しますと云ふこととに就て、屢々陳情になつて居つたのであります。然るに大臣がこれになんと答へたかと申しますと、私は大臣の答へた言葉が非常に氣に入らぬのであります。『もう仕方がない。掛けることに決めて置く、もうこゝ四五日のうちにはかけるそれだからどうすることも出来ないが、悪いところがあれば申し出よ。』これでありました。私はこれを聴きました際に悪いところがあれば申し出よと云ふことがあつたかと思ひました。何故ならば政府のやつて居るものが必らずしも國策と云ふことは言へないのであります。(拍手)業者と云ふものとよく交はつて、業者の意見を聴いて、協力して作つてこそ初めて國策になると私は思ふのであります。(拍手)然らば政府が如何に提案せんと致しても、業者の反對ある時には、提案致さんとするところの法案を暫らく中絶致して置いて、業者と再検討致し、若くは業者の言ふ意見を聴かなかつたならば當然上程せずこれを葬つてしまふと云ふことが本當の國策であらねばならぬと思ふのであります。(拍手)それを

最早決定致して居るからしようがないと云ふ言葉がありませうか。實に私は商工大臣の今日の答辯は、言語道斷と思ふのであります。その後『自分は貴族院に行かなければならないから、充分に燃料局長官と話を置いて置いて呉れ。』斯う言つて立たれましたが、私は今日のこの重大なる折、石炭が一噸でも、一塊でも減産することがありましたならば、國家の由々敷問題なる。さう云ふ時にあつて業者が確かにこれには減産を見ると云ふことを、交々陳情致して居りますのに悪いところがあれば聴いて置く位でその座を外されると云ふことになれば、この法案が上程になり、この法案が通過致しましてその後減産をすることがありましたならば、これは決して業者諸氏の罪ではない。確かに私は主務大臣であるところの商工大臣に責任があると思ふのであります。(拍手)併しながら商工大臣の罪を問ふた位ではなんにもなりません。國家有事の場合でありますから、この三、四日のうちに上程せられる法案をどうでも斯うでも皆様と協力してこれを打ち消さなければならぬのであります。故に私は唯皆様と協力して、この法案を絶對的に撤回させると云ふことを皆様に御賛成願ひまして、本日唯實行委員が商工大臣に會ひました時の模様だけを參考迄に申上げまして、後で議會に於て随分質問する考へであります。これを以て御容赦を願つて御考慮を願つて置きます。(拍手)

共販制が及ぼす中小鑛業者の打撃

若松商工會議所 會頭 藤 井 伊 藏

御紹介を受けました私は藤井でございます。大體石炭共販問題に就きましては各地の代表者が十二分に意思の表明を致

しまして、殆ど言ひ盡したことに、私は考へて居るのであります。私は現内閣、米内閣の組織當時に、内閣の施政方針を致しまして、首相の談としてはつきり書いてあつたことは、「統制をやつても逆効果を來たすやうな統制をやつてはいけない」斯う云ふことが施政方針の一斑に現れて居つて、洵に頼母しく考へて居つたのであります。此も拘らず、前内閣の企圖するところの共販會社を、相變らず遂行せんとする。それが當局の現在に意見であるやうになつて居ることは洵に遺憾至極と存じます。本日は生産業者も澤山お越しになつて居りますが、又石炭仲買商の方も多數お越しになつて居る考へて居るのであります。そこで私が申す迄もなく配給規正の失敗と云ふものは、實に歴然たることを物語つて居るのであります。爰に卑近な例を擧げて申しますれば、丁度一昨年の夏、神戸に大水害があつたのであります。これを皆さんが御注意をされたならばよく分るだらうと思ふのであります。あれは現代知識を十二分に織込んで、あの神戸の川であり溝であり、あれをあらゆる住宅建設のために、川のないところに川を作り、溝のないところに溝を作つた結果が、彼の一昨年の大洪水の爲に、神戸全市を擧げて殆ど全滅に歸するやうな結果になつたのであります。それと石炭配給が同一軌道にあるものと私は考へるのであります。即ち今政府が圓滿なる配給を目的に、又増産を目的にやらんとするところのこの共販は、必らずさう云ふ結果になることを斷言して憚らぬのであります。で、私は斯の如き失敗が歴然とあるにも拘らず我々の最も好まざるところのこの共販を設立しようと云ふのが政府の考へ方でありました。私は第一我々鑛業家を侮辱されるやうな法案の骨子になつて居ることを遺憾に思ふのであります。それは第一一噸多く出したならば、五圓の奨励金をやらう。なんと云ふ我々を侮辱した言ひ方であらうか。我々はそんな奨励金を以て一噸の石炭を多く出さうと云ふやうな、さもし根性を持つて居る人間は居らぬのであります。(拍手)にも拘らず、それを骨子として、我々を釣らんとする政府の方針はなんと考へてよからう。又この奨励金の一億何千萬圓と云ふ金は、一體何れの方面よりこれを求めるかと言ひますと、これは一般民衆の要するに税金となつた、汗と脂の結晶であります。なんにも無關係であるところの大衆に課せら

れたこの税金、それから集めた一億數千萬圓の金で以て我々の事業を救済してやらうと云ふ洵に結構な案ではあります。實に私はこれを遺憾に思つて居るのであります。我々の石炭の炭價は需要家は喜んで、餘り安いから、相當の炭價迄は決して不平は言はぬ、上げるのは妥當ぢやないか、上げるのは當然ぢやないか。それは我が財界に重きをなして居るところの經濟聯盟であれ或は全産聯であれ、大阪に於ける工業組合であれ、あらゆる方面の需要家諸向が、これに向つて相當の値上げは然るべきものであると云ふことを斷言して居るのであります。(拍手)であります以上は政府はなにを躊躇して、斯の如き間接に責任を持たせるところの税金を以て、我々の好まざる一億數千萬圓を出さうと云ふことは、どこに根據があるか、私は深く疑はざるを得ないのであります。而してこのプール平準價格と云ふ問題は、前々辯士が申しましたやうに、これは實に考へて見ますと云ふと、恐るべき思想が伏在して居る。このプール平準價格を以て我々の品物を買上げて呉れるのであります。我々中小鑛業の石炭と云ふものは、大手筋財閥の出して居る石炭より高い。高いから、高く買つてやれば喜ぶだらうと云ふ。我々はさう云ふことを言つて貰つてゐるのであるから、實に有難うございますと、お禮を申さなければならぬ筋合ひであります。この私は根本に入るところの思想に於て洵に遺憾な點があると云ふことを考へてゐるのであります。それは今北海道の林氏及び常磐の古賀氏からも申しましたやうに、能率を増進する。或は仕事の研究であるとか、色々な事業と云ふものは、御承知の通り、如何に自分のところの品物を安くしやうかと云ふ、この根本問題を全然没却することになります。この没却すると云ふことは要するに物が高くなり、政府の企圖してゐる低物價政策とは道が違ふやうに私は考へるのであります。要するに生産費は益々高くなる。炭礦は御承知の通り、危険と云ふものは夥しいものです。色々落盤があると云ふか、或は瓦斯の爆發があると云ふか、斯の如きものがあるにも拘らず、斯う云ふものを、要するに公平なる生産費を見積ることは出來ないのであります。そこに我々鑛業の過去に惱める點がある。それを適正なる生産費を見積つて行く。さうして適正なる利潤をやらう。洵に表面の言ふことの上

には結構と思ひます。併しながらこれを世界の何れの國が斯う云ふ政策を採つて居るかを申して我々の代表者がその筋の大官に詰め寄つたところがどこにもない。英國にもない、米にもない、ドイツにもない。あることはあるが、要するにロシアにある。(笑聲)然るに我が聖戰の目的はなんであるか。要するに防共が目的ではないか。その目的に向つて戦端を開いて居るにも拘らず、あの赤い思想に眞似た氣持を持つて仕事をしようと云ふ官吏諸君の氣持が私は解せられないのであります。(拍手)精神的にも彼等の思想と全然合はないことは今申しました通りで、この國家を擧げての戦争と、この共販問題とは全然相反すると云ふことを私は十二分に信じて居るのであります。然らば君等の氣持はどうか。斯う訊きます、私の氣持から申しますと、事業をする上に於ては先づ第一に見透しを考へなければならぬ。見透し、この事業は良いか悪いか、將來相當の利益があるか否や。斯う云ふことを考へる時に於て、炭鑛事業は將來の見透しに於て全然悲觀せざるを得ないのであります。それは現在に赤字でも、又來るべき時期が來たならば、各工場に於て生産が増大すれば、この石炭も相當需要が増大するだらう。その時には引合ふだらうと云ふことを考へてやる。然るに政府は益々統制を強化しようといふ。この思想の下に我々は仕事をやらんとする状態であり得ます。そこで今赤字に等しいやうな状態になつて居るにも拘らず、將來益々統制を強化するといふ状態で行つたならば、到底この事業は見込みがない。見込みのないものは、どうしても事業は起らないといふ結論に私はなると思ふ。そこで明日にもこの石炭共販を絶對政府が施行するならば、明日の石炭は誰が掘るか。誰が一噸でも掘るか、斯う考へなければならぬ。私共は今申した通り、見透しに於てもう駄目だ。斯の如き考へをして居るのであります。然らば明日から一噸でも多く要求するところのこの石炭を、何人が掘つて産業の要求に應ずるか。若し政府が無理にも共販を施行するならば、明日からの石炭、明日からの炭鑛事業を、政府自らやる準備があつて、初めて施行すべきものと考へるのであります。(拍手)その準備、その見透し、その見解を持たずして、無暴にも共販といふものは洵に結構なものであるといふ空らとばけた見方で我々を承服させようとしても、我々ほど

うしても承服することは出来ないのであります。私は茲にはつきり申上げて、皆さんに御參考に供したい一つを持つて居ります。その問題といふのは、こゝ一週間ばかり前、當商工會議所に於て、現在の長官東氏が言明したことは洵に結構な申分でありました。『適正なる炭價を以て、増産を圖るところへ物資も供給しようといふ』あらゆる具備した商工側の意見として述べられましたので、その際に私は賛成演説をやつたのであります。ところが私も聊か今日の官僚獨善の弊風を或は攻撃したか知れませぬか、併しながら來賓として東長官がその際列席して、立上つて曰く要するに私の話を全面的に粉砕したのであります。どういふことを申したかといひますと、『今彼等が反對せんがための反對といふ理由は、どこにあるかといふと、それは一日でも閣相場を續かせたい多くの利益を得たい。このさもしい考へ方から共販といふものに反對して居るのである。又一つにはどうして一般を胡魔化して、この仕事を長續きさせようか、一日も長らく儲けたいといふさもしい考へ方から、本案に反對して居るのである』といふことをはつきり申した。又我々この中小鑛業が黄白をバラ撒いて、或る種の運動をやつて居るんだといふのであります。斯の如く我々の意思を十二分に了解せぬところの長官の下には、例へどんなことがあつても私は共販に協力することは出来ないのであります。(拍手)私の申上げたことは、唯これ迄の私共の考へたもので、洵に簡單なことでありますけれども、これを以て御挨拶に代へたいと思ひます。

國家の爲由々敷問題

互助會石炭株式會社取締役 田 籠 寅 藏

本日茲に全國石炭業者大會を開催致しましたところ、斯も多數御臨席を得まして、洵に感謝に堪へない次第であります。翻つて考へて見ますに、我が國は今や最大非常時局であります。内外共に多事多難の秋であります。その秋に當りまして、政府は石炭共販會社を設立せんとしつゝあるのであります。これが國家に對する良いことであつたならば、我々業者と致しまして双手を擧げて賛成するのであります。我々業者から見ますところに依りますと、この共販會社なるものは、絶對反對をせざるを得ないのであります。何故ならば、この石炭の複雑なる仕事を、政府が一朝にしてやめんとするならば、立ちどころに減産になることは、火を賭るよりも隙かであるといふことを考へまして、茲に我々業者は絶對的反對させざるを得ないのであります。(拍手)今や我が國は非常時局でありまして、各産業部門に於きましても、益々増産を圖らなければならぬ重大なる責任を持つて居るのであります。その一大使命とするこの石炭が共販會社設立のため、一瞬でも減産になるといふことに、若しなつたとしたならば、國家のため由々敷問題ではないかと考へるのであります。(拍手)その故を以て今回全國石炭業者大會を茲に開催致したのであります。どうぞ各位に於かれましても、その意味に於きまして宜敷く御決議あらんことを切にお願致しまして、甚だ簡單でございますが開會の御挨拶に代へる次第であります。(拍手)

熱意を以て當局の蒙を啓く

石炭鑛業互助會 理事 西 本 弘 雄

私が互助會の西本でございます。共販は何故否か。これはもう既に代表辯士並に優秀なる辯士に依つて、論じ盡されて居ります。又今日お集まりを願つて居ります皆様業者には、共販が如何に石炭鑛業を毒するか。如何に日本の燃料政策を誤るかといふことは、我々以上に御認識があるものだといふことを前提にして、私の愚見を一言申して見たいと思ふのであります。

私はまだ炭礦勞務者と一緒に坑内に入つて、石炭掘りをやらなければならぬし、同時に過去三年間、互助會幹部と共に所謂委員として、東京通ひを續けて居るのであります。小さな事業ではございますけれども、この石炭掘りと云ふ國策的には非常に有効なるこの事業を抛つて、而も小さな家庭生活の總てを犠牲にして、なんのために東京通ひをして居らなければいかんか。私は自分でも情なくなる位でありますけれども、この日本の燃料國策をどうするかと云ふ時に我々關係業者としての任務は九州の地元で石炭を掘つて居る譯にいかん、(拍手)、大いに商工省その他關係省に向つて、我々業者としての信念を披瀝して、國家を誤らないやうに、誘導しなければいかんと思ふ熱烈なる國民的赤露に出でたものであると

云ふことを、皆さん御共鳴下さると思ふのであります。(拍手)

私は互助會代表者である幹部諸氏と、昭和十二年のこの日支事變勃發後將來この國內の燃料の十年先きの見透しがどうなるかといふことを、互助會に於ても非常に憂慮して見て居つたのであります。商工省に参りまして、殊に勞働力が不足する。早く半島人の勞働力補充をやつて貰ひたい。斯ういふことを昭和十二年の七月に、この事變勃發と同時に、私共は商工省に向つて熱心に運動したものであります。勿論その所管省であるところの厚生省にも参りました。或は陸海軍省にも訪問致しまして今日この儘この昭和六、七年時代の石炭の不景氣の底から、六、七年間増産を三百五十萬噸づゝ生産を續けて來たが、もう増産の餘力はない。而もこの事變に依つて、國民總動員でこの事變を片付けなければならぬといふこの大切な時期に當つて、我々は半島同胞の勞働者を内地に收容して、大いに石炭の増産を圖るやうに、厚生省にも、商工省にも、陸海軍省にも呼び掛けたのであります。然るに如何でございませう。それが漸く二年後の昨十四年の十二月に決まつた。二年半後の十四年の十二月に、初めて厚生省は正式の許可を致したのであります。どうしてお役人のすることは斯うも手温るいものであらうかと、つくづく私は嫌になるのであります。我々業者の石炭に認識がないならば、一日か二日の對談に依つて、この國策をどう樹てるかといふことは、自から國民の聲と共に分るのであります。

私は敢て政府のやることを非難し、誹謗しようといふのではありませぬが、我々業者の聲を聽いて呉れたといふことは有難いけれども、言ひ出して二年半して、初めて實現に移るといふやうなことは、この日一日と變化する經濟界の指導權を持つ政府が、どうしてそんな生温るいことで出來るであらうかと、衷心遺憾に思ふのであります。(拍手)引續きました。私共は十三年の七月に入りまして同時に、これは重要物資の關係に於て炭鑛の經營といふことがだんく窮屈になつて來た。斯ういふことを商工省にも申上げて居つたのであります。それが皮肉にも同じ七月の二十日過ぎになりまして、

臨時措置法に依つて我々は逆に炭價の値下げを喰つたのであります。業者が要求したために炭價を上げないで、斯ういふ風に最初から先入觀念で官吏のお方が我々を見られるといふことは、餘りにも國民に對する認識がないぢやないかと思ふのであります。勿論專業に立つ我々は、産業人としての經濟のバランスは合せなければなりません。同時に國家が要求する燃料は、どういふ風に進まなければならぬかといふことは、我々國民として誠心誠意研究を續けて居るものであります。

それを或る點の僻みを以て見られるといふ政府の見方に、私は洵に遺憾な點があると思ふのであります。どうぞ値段を上げて下さい。我々燃料人としての今後の職務を果たせませぬから、値段の點は如何ようにも御相談してでも、値段を上げて下さいと申上げたにも拘らず、十三年の九月には炭價の値下げをしたのであります。官民一致して時局を救はうといふ時に、斯ういふ無理なことをして、本當に業者が動くかどうか。炭鑛業といふものは我々中小鑛業者は、自分自身が坑内に入つて、いつ落警で怪我をするか分らない。いつ出水で眠るか分らない、いつ瓦斯の爆發で眠るか分らない。軍人が戰場に立つて居るやうに、我々は斯ういふ彈丸の中に入つて燃料を採掘して使命を達して居るのであります。その專業に對してお前等は儲け過ぎては居らんか、或は我利我々主義で政府に陳情するのであらう。斯ういふ僻目で見ただけでは、官民協力の實といふものは絶対に上りませぬ。増産を如何にするかといふことに就ては、企畫院で物動計畫をお作りになる迄もなく、我々燃料人としては大體經濟界の動きといふものを考へると分るのであります。増産を圖るには先づ坑區の整理をやらうぢやないか。斯ういつたのが昭和十三年の七月であります。當時の八田大臣、それから小島燃料局長官が一緒にやらうと圖つたが、それが一つも出來ない。殆ど二年間坑區整理問題を眞剣に懸合ふやうにいひながら、こゝに一件の實現も出來ないといふことは、洵に返すくも残念であります。實際燃料が要るのか、要らんのか、我々は眞剣にやつて居るばかりで、お役所の人はやつて居るのかどうかといふことを、私達は疑はざるを得ないのであります。石炭販賣取締規則に依りまして、昨年十月一日から切符制度といふものが實行されましたが、これも凡そ石炭鑛業といふものを知ら

ない、國家の權力さへ持つてやれば、總動員法を動かせば、業者はどんなことでも忍従するものだ、斯ういふ認識の下にやられたものと思ひますが、併しながらこれがどの位業界に摩擦を起したかといふことは、もう十二分に皆さんは御承知のことであると思ひます。炭鑛事業といふものは坑内から石炭を掘つて鐵道に乗せて港に出して、港から船に積んで需要地の港へ持つて行つて積卸して、需要家の工場迄持込む。それは一つの仕事であります。丁度炭鑛で言へばベルト・コンベヤーが一つ廻つてゐるのであります、この間の販賣配給、斯ういふものをチョツ／＼とチョン切つて、やれ切符制度をやつて見よと。斯ういふことをやつても、うまく行かんことは最初から決まつて居ることであり、それは日本發達電會社の業績に見て、而も電力といふ單純なあの仕事でさへ政府がしくじつて居るのでありますから、石炭を一手に買上げ、所謂ブール平準價格でやるといふことは、これはいふだけであつて實際は出來ないのであります。(拍手)私共は炭價を値上げしてくれと言へば、値下げされるし、切符制度なんかで出し抜けるに刀を抜いて斬られ、もう今の炭鑛業といふものは病人同様の形であります。それを如何に政府が病人同様の炭鑛業に向つて、今國家危急の場合、マラソン競争を精神力で走れ——と言つて見たところで、走れないやうな健康状態になつて居るのであります。これをどう治療したら、立派な健康人として、日本の將來の産業擴充をやつて行けるかといふことは、大局的に政府の考へるべきことであつて、我々はその線に向つて大いに眞剣にして行かなければならぬと思ふのでありますけれども、共販をやらう／＼、所謂共販といふものは配給部門の強化であります。生産を忘れて配給だけの強化をやつて、この石炭の増産が出來るかどうかといふことは論議の餘地はないのであります、私はこの三年間の所感に於て、譬ば洵にかしい譬かも知れませぬが玉突き風の風紀監督係であるお役所が、皆が氣持よく玉を突いて居るのを、俺にも突かせといふてゐるやうなものではないかと思ふのであります。玉の突き方を知らない人が、どうもお前等の突き方は氣に入らぬ、俺が一つ玉を突かす。斯ういふやうなもので、それを突かれたならば玉に傷のつく位のことはまだ忍ぶべしとしても、下のランヤ迄破つてしまふ。この日本の産業

が燃料國策を一步誤るならば所謂産業界の波紋といふものは、非常な重大なる結果を惹き起すといふことは、我々銘記して居るものであります。この意味に於てこの共販會社は絶対にいけない。我々は縛られても、叩かれても、この共販會社に對して、國民の責任に於て反對するといふことを、私共は絶叫し續けて居るのであります。凡そ統制の建前といふことに就きまして、我々が平常にこれを考へます時に、生産の統制もございませう、金融の統制もございませうし、利潤の統制もございませう配給の統制もございませう、色々な統制方法はございませうが、今の日本のやつて居る統制といふものは配給統制を第一番にして、消費節約をしろ。足らないから足らないやうに皆忍んで呉れ。斯ういふ配給統制といふものが一様に進められて居つて、彼の金融統制、利潤統制、生産統制といふものは、後から附けて居るのではないかと思ふのであります。これは藤原商工大臣が低物價政策へ乗出してやると言ひましたけれども、最近に於て高物價政策に變らんとするとところは、私は流石に藤原商工大臣は産業者であり、洵に敬服すべき藤原商工大臣閣下であるといふことを、衷心私共は感じて居るものであります、ドイツの統制は皆さんも御承知の通り先づ生産統制を第一にやる。生産統制をして、石炭ならば如何にすれば必要な燃料が得られるかといふ、この生産統制を建前に第一位に樹てるのであります。その生産統制の基本統制下に於て、金融統制はどういふ風にすればよい、利潤統制はどういふ風にすればよい。配給統制はどう考へて行けばよい。この生産統制に重きを置くことに依つて六千萬——或は七千萬噸の石炭を掘るならば、どうすればよいかといふことを第一義に考へなければならぬと思ふのであります、ドイツはこの方法では業界の權威といふ話でございませうが今の日本の統制のやり方は、配給統制を先づ第一に持つて來て居る。品物が足らぬから統制をする。この建前が私は間違つて居ると思ふのであります。(拍手)、足らぬものを幾ら統制して見たところで、生産を無視すれば益々足らなくなるといふことは、これは分り切つたことであります。我々は藤原商工大臣に昨晩會ひまして、一時間半に亘つて論議をしたのであります。燃料局長官、次官、事務官、色々な方と火の出るやうな論議をしたのであります、我々この互助會の小

さな聲も、官廳の一部には成程なといふ氣持が起りつゝあるのではないかと云ふことを、私は自負して居るものであります。ドイツの新秩序の確立、東亞の盟主としての日本の新秩序確立、これは勿論ことは違ひますけれども、相似たものでございまして、我が日本は滿洲——今育ちつゝある半製品である滿洲が實を如何に結ぶか。支那の資源を如何にして指導開發せしむるかといふ事に日本は今全力を注いでやらなければならぬ。獨逸の經濟と日本の經濟状態とは、恐らく日本の方が物資を餘計要求し、擴張を餘計要求する形になつて居るのではないか、この生産擴張の第一線に向つて、ひたむきに官民が一致して行かなければ、日本のこの産業といふものはなか／＼隆盛を期せられないと思ふのであります。今のやうな共販制度の實行を、政府が面目面子に囚はれて強行するといふことならば、これは我々業者としてでなく、日本國民として大變道を間違つて居るぢやないかといふことを、私は非常に痛憤に堪へないものでございします。我々は政府を誹謗するのではなく、政府の分らないところを教へてあげて、懇切丁寧に政府を指導して、甚だ烏滸がましい話かも知りませぬが、どこ迄も政府當局を指導して業者と政府とが一體になつて、この日本の産業界を開拓するといふことに、畢生の努力を拂はなければならぬと思ふのであります。甚だ簡單でございしますが、一寸意見を申述べました。(拍手)

増産を阻む政府案

互助會實行委員長

加

茂

泰

吉

政府は現下我國の緊迫せる石炭問題に對處する爲、一、石炭統制法案二、増産獎勵金制度三、新坑開發助成金制度を

今議會に提出中で、而も飽迄之が通過を圖り、其の實施を強行せんとしてゐる。然し之等の諸案は炭業の現實を無視した完全なる机上案で其の實施は重大なる我國石炭對策を誤るも甚だしきものである。

我々は絶對之に反對を叫び法案の不成立を要望するものである。我々實行委員が藤原商相及び東燃料局長官等と對談した所に依れば、政府は石炭問題に就て、増産と低物價による圓滑なる配給統制を同時に遂行せんとしてゐる事を知る事が出来る。然しが、この楯の両面とも言ふべき事を同時に而も即時實施せんとする事は頗る無理な注文で、之を飽迄強行せぬか、現在の社會經濟機構を全面的に破壊し由々しき禍根を現出するであらう。

政府は低物價政策を強調する。我々も勿論低物價政策が我國現下の戰時經濟をインフレ不安より救ふ上に於て重要な國策である事を知つてゐる。而して其の爲に必要な統制の行はるべき事も痛感する。然し當局者が之が實施の方法なり時機に於て重大なる禍誤を冒してゐる事を眼前に視る時は國民として默視する事は出来ない。石炭は多くの工業生産に於て普遍的に且大量に消費せられ、又重要な大衆的生活資料でもある。故に一般的物價水準の形成上重要な一要素である。従つて一般的低物價政策上眞の價格の決定は慎重を要するであらう。即ち夫は低物價に越した事は無い。然し現實の事態は電力飢饉等に於て之を知る事が出来る様に、其の増産が最大の急務である。如何に其の價格が低廉であつても若し其の供給に缺乏逼迫を來たさんか、其の國家産業及國民生活に及ぼす悪影響は、高物價に依る悪影響に數倍するであらう。之は既に近き過去及現在に於て官民齊しく体験せる所である。政府が今回強行せんとしてゐる石炭政策も其故にこそ今議會に提案されてゐるものであらうが、不幸にして我々實際炭業に携る者より之を見れば其の實際を離れ、現實を無視した、架空的、拙劣なる方策として實に憂慮に堪へざる次第である。

我々は現實の事態より之を見て、増産第一主義を以て石炭政策の建前とし、低物價政策も、圓滑なる供給を期す配給統制も先づ之より出發する事によつて徐々に且つ順調に解決達成すべきものであると確信するものである。

政府の議會提案中の増産策を数字的に表せば左の如くである。

生産費高補償金 一、四八〇萬圓
増産獎勵金 一、三〇〇萬圓
合計 二、七八〇萬圓

右の新坑開發助成金を検討するに、之は一米當り三十五圓となつてゐる。故に我々が三、六八〇萬圓の助成金を受くるには延數四八〇萬米の坑道を掘鑿するを要する。而して新坑、着炭迄の坑道掘進を坑四〇〇米と見れば、三〇〇坑の新坑を開始する必要がある。而も一萬噸出炭の新坑開發に投下資金三〇萬圓を要するとすれば、三〇〇坑で合計七億二千萬圓の新投下資金を必要とする。處が二、三〇〇坑の開發は絶対に不可能で、鑛區より見ても新坑を開發して出炭可能な鑛區は、全國的に百坑も無いであらう。又七億二千萬圓の新投下資金が實際に於て調達可能なりや否やも喋々するを要しない。政府の案が如何に價値なき机上案であるかは此の一事によつても知り得るではないか。

石炭配給統制法案にしても、増産獎勵金制度にしても大同小異の机上案で之は他の筆者に依つて批判されてゐる通りである。特に中小炭業者たる我々に於ては新坑開發助成金も増産獎勵金も殆んど其の恩典に預り得るものではない。而も我々中小炭業者は統制法案により僅が一圓貳拾錢の生産費高補償金を受くるのみであり、金融上に於て従來の如き石炭販賣業等よりの危険共同負擔による石炭見返り貸付を受くる事も不可能となるが故に、此の法案通過により夥しき減産又は廢業の止む無きに至り國家的にも政府の意圖とは反對に石炭問題を危殆に頻せしむるであらう。

我々は強ち無統制を主張するものではない。夫れが國策に完全に合致し、現實と架け離れない政策であれば之に喜んで承服するものである。然し不幸にして此議會提出の政策は全部國策に反する拙劣なる案である事が明らかであるから絶対に之に反對せざるを得ない。當局者の反省と議員諸氏の慎重なる處置を希望するものである。(三月七日東京旅館にて稿)

附記 最近の新聞に報せられる所に依れば衆議院、委員會の討議に於て木暮代議士の質問に對し、東燃料局長官は、新坑開發助成金

は一坑當り四、〇〇〇米に於て四〇〇萬圓の開發を爲さしむるを答へてゐる。之が實際に於て可能なりや否やは別として、此の答へに於ては愈々該助成金は我が中小賣炭業者には便りなきものなる事が明らかにされた。何となれば我々にはかかる政策を適用を受くべき鑛區も無く、又資金も無いからである。

現實と 石炭統制法案 隔絶せる

互助會實行委員 荒 收 健 造
副委員長

現在我國石炭問題は寒心すべき危機に置かれてゐる。之は電力飢饉等によつて國民の齊しく痛感する處である。我國が全國力を擧げて未曾有の大聖戰を遂行、東亞新秩序の建設に邁進してゐる途上に於て、其の基礎的物資たる石炭に大不足を來し、諸産業を不安に陥れた事は、石炭鑛業に携はる我々の最も遺憾とする處である。然し我々石炭鑛業互助會關係者は只漫然今日の如き重大事態の至るを待つてゐたのではない既に早くよりかかる行詰りの來るべきを豫見し資材、勞働力價格問題に就いて適當なる處置の講ぜらるべき事を絶叫し各種の方策を發表して來たのである。然るに當局者は何等根幹的對策を樹立する事なく、寧ろ我々の意見とは逆に一昨年九月炭價引下げ命令を行ふ等石炭の現實を無視する机上案を強行して來たのである。

石炭問題が今日の如き事態に立到つた事は當事者の政策の誤り、怠慢として充分反省すべきにも拘らず今回又「石炭統制法案」なる、机上案が作製され、今議會に上提されるに至つた事は、我々現實を理解してゐる業者に執りては實に寒心に堪へざる處である。

該法案は日本石炭株式會社を組織し「石炭の一手買入及現實」を行ふ事により「石炭の需給圓滑」を圖らんとするものであるが、現在の石炭不安は生産力の薄弱性が其の根本的問題で、之を解決する事が焦眉の急務である。而して生産力の増強、擴充は、生産、資材及勞働力の充實及適正價格の決定による企業慾の刺激に懸るものである。處が該法案は、特に我々中小炭礦業者の現状を無視した理想案である。

我々中小礦業者の炭礦經營は大手筋とは頗る其趣きを異にしてゐる。即ち一、二の例を擧ぐれば、我々の採掘してゐる炭層は、其の多くが曾て大手筋が放置した、大經營では採算不可能なる殘炭、又は薄層である。其採炭には經營者稼働者共に多大の犠牲を忍ぶに非ざれば繼續困難である。若し之が、該法案の成立によつて其適用を受くるに至れば、一圓二十錢位の生産費高補償がありと雖も遠からず倒産廢坑の止むなきに至るであらう。

尙我々中小炭坑は其多くが石炭販賣業者の石炭見返り融資を受け、之を主なる金融機關として危險共同負擔の下に其の經營を行つてゐる。然し該法案の成立は其の融資を不可能ならしめ、忽ち資金の梗塞を招くに至るであらう。

政府は今回共販會社の組織と共に増産獎勵金二千二百萬圓を支出し六百萬圓増産を目標としてゐるが、之も我々中小炭礦業に執りては殆んど其の恩典に預かり得ざるものと思ふ。現在我々の急務とする處は、一年先の賞金でなくて目前の利潤である。然るに此の獎勵金政策は恰もマラソン競争に於て疲勞の極に達し明に競争の餘力無きものに對し此處迄來いと

賞金を振り廻す様なもので、石炭業者を拜金主義者と見做す侮辱の方策である。由來炭礦業者は事業家中最も俠氣に富む男性的人物を擁してゐる。國家の爲には決して官僚諸氏に劣らざる氣概を有してゐる筈である。此の政策は平素自由主義的營利主義を排撃する官僚諸氏に似合しからぬものとして其の主義の眞意を疑ふものである。かかる方策は大手筋炭礦業者には歡迎されるかも知れないが、我々中小業者は絶対に承服致し兼ねる。

次に政府は同時に「新坑開發助成金」として坑道一米に就き三十五圓として一千六百八十萬圓を支出する事となつてゐるが、之は、着炭坑道平均二百米と見て、此の補助金を消化する爲には二千四百坑の新坑開發をしなければ、之を消化する事が出来ない。然し一年間にかゝる多數の新坑開發は絶対に不可能である。しかも之に要する新規投下資金は約七億五千萬圓を必要とする。我々中小炭坑は大部分此の補助金を得る事が出来ないであらう。之は大手筋に於ても然りである。

右の如く政府の石炭對策は、我々實際に携はる者より之を視れば全然個々の現状、實際を無視する認識不足の、現實と隔絶した架空案であり、机上案である。若し之が議會を通過して實行に移されんか、忽ち大減産を來し一層重大なる事態を惹起せん事は火を見るより明らかである。我々は決して反對の爲の反對を爲す者ではない。我々にはそんな書生的氣質も時間も潰す餘裕はない。我々の急務とする處は、一刻も早く我々が國家より與へられてゐる貴重なる石炭生産供給の事業を圓滑にし、聖戰の遂行と東亞新秩序の建設に遺憾なからしめんとする點である。然し戰爭が精神のみでは遂行出来な

い様、石炭業も軍資金を必要とする。而して我々の軍資金は唯單に利潤によつて得られるものである。然るに現在我々中小業者は炭價釘付けの爲其の獲得が不可能に陥つた。此際政府は我等の實際を深く認識し最も増産上適切なる根本對策の樹立と實施に邁進せられん事を希望するものである。

同時に貴衆兩院議員が此法案の慎重なる検討をなし満場一致之を否決せられん事を要望するものである。(三月七日稿)

當局者歴訪經過

互助會實行委員

兒

玉

幸

吉

諸君、私も只今議會に行きまして商工大臣並に各兩次官、東燃料局長を向ふに廻しまして、今から申述べるやうになることを致して参つたのであります。彼等は統制經濟の方法を誤つて居るのです。何故ならば低物價政策を一方に強調して一方には増産獎勵をして居るのであります。ところがこの矛盾したることは、到底出来るべき筈はない。そこで先づ低物價政策を堅持して、インフレを防ぐならば先づ石炭の増産に重點を置き、さうするには今回發布されますところの共販は絶対に駄目である。であるからして、これを全面的に撤廢しろ。さうして値段を適正に戻せ。昭和十三年九月に石炭の値段を引下げて置いて、他の物價は昨年九月十八日に物價を押へた。その間に物資の値上りと云ふものは約三十パーセント上つて居る。併し我々はそれを忍んで國策のために今日迄出炭して來た。併しながらその上に尙ほ共販と云ふ法律のやうなものを拵へて、重箱に鑛業家を押し込んで、仕事の出来ないやうにすることは取りも直さず減産である減産したらどうするか。貴官等は減産した時は責任を持つと言ふが、その責任を持つだけで、内閣をやめるのである。然るに國民は無始無終である。最近日發問題で分つてゐるではないか、そこで石炭を百萬噸でも、二百萬噸でも増産させると云ふことに重

點を置いて、石炭の經濟統制を圖つたらどうかと云ふことを、商工大臣初め各次官に教へて参りましたところが彼等は大いに今日は感動を得たと見えまして、最後に東燃料局長官と岸次官と立會ひまして、我々の意のあるところを充分に聴きまして、それではあなた方の意見を取次ぎ、取次いで御返事をする。後二三日間待つて呉れ。斯う云ふことになりました。ところが唯取次いだだけでは駄目である。必らずこれを撤廢しろと云ふことにしろ。斯う云ふことを強調して來たのであります。それでなくてその賛成したところの大綱だけ入れてやつても、我々は絶対に反對であるから、今回四團體は除けるにも除けられないから、我々の修正通りにさして呉れ。それは承服出来ない。どうでも議會を通過さすのが君等の希望であれば我々は歸つてそれだけの處置を取る。よくお考へなさいと随分強調しました。今申しましたやうに、二日間の約束をして別れて來たやうな譯であります。さう云ふ次第でありまして、石炭共販と云ふことは徹底的に反對を叫ぶものでございますからどうか、後四五日でございますから、そのおつもりで熱と力で各派黨にも呼び掛けて、是非これを不通過に終らしめると云ふことに全員協力してなされんことを切に願ひして、演壇を下る次第であります。



積極的増産對策を樹立せよ

互助會本部

才津

原

積

今回の支那事變勃發して既に足かけ四年になりますが、其間我國の内閣は近衛、平沼、安部、米内と代り、この四代の内閣で聖戰先遂のために邁進して居ますが、一方敵の蔣介石は奧地重慶に迫込まれ將に雪蔭詰になりかけて居ながら未だに長期抗戰を呼び最後の勝利は吾にありと豪語して居る所以は、考へ方によれば日本の總理大臣四人は一人の蔣介石に及ばないとも觀られる、之に反して皇軍の將兵は一人で敵の十人百人に當る一騎當千の勇士で連戰連勝してゐる状態で、結局日本の兵隊は強くて優秀であるが、政治の上層部にはあまり練達有能の士は尠い、却つて民間に有能達識の士が多いよゐに考へられる。即ち一例を挙げれば、戰時態制下に於ける我國の經濟政策として低物價政策と生産擴充増産政策といふ二つの相矛盾して重要政策を同時に強行せんとするところに無理があり矛盾がある。而かも低物價政策を固持する建前が適正炭價の引上げに反對して居るが、炭價は一昨年九月一日約一割を引下げて釘付とし炭坑資材勞銀等は昨年の九割八諸物價停止まで約一年間に於て二割六分三厘値上りしてゐるので十四年度は大手筋炭坑で百萬兩以上の減産となり互助會がアウトサイダーで約百五、六十萬兩増産したので差引き五、六十萬兩増産にはなつてゐるが需要がより以上に増加してゐるので遂に最近のような石炭不足を招來したのである。

其次に當局は低物價政策に反するからといふので適正炭價引上に反對してゐるが炭價が商品の生産費に掛る率は僅かに一

分八厘である。一圓の商品に對して一錢八厘にしか當らない、之が假令二錢になり三錢五厘になつたとしても現在石炭不足の爲め平和産業の如きは三割も四割も石炭の配給切符が貰へないので百の生産能力があり乍ら五十が六十しか生産出來ないので結局一個當り生産コストは實に高いものになつてゐるので需要家側の各工場では、この際應當り三圓でも五圓でも石炭を値上げして増産させて呉れ、そして充分に石炭の配給をして頂ければ商品の値上はしなくてもよいと迄言つてゐるのに炭價の値上げに反對して坑道掘進費の補助とか増産獎勵金とか云つて素人騙しの一億一千万圓を出すとか云つてゐるが、之は一種の僞論である。又曩きに申した如く假令炭價を値上げしても石炭が充分に手當が出来て各工場がフル運轉すれば生産擴充も出來、生産コストは下り結局は低物價政策に沿ふ所以であるが、この小學生でも解る理屈が商工省の役人や中央物價委員會の委員諸君はお解りにならないのだから、その頭の程度を疑はざるを得ないのである。

一 休政府當局は茲數年來石炭に就ては配給統制や消費統制にのみ力癩を入れて、最も必要な増産對策を後廻しにして居るようである、増産對策の第一要素である炭價引上をしり努力資材の配給も圓滑を欠き、増産法に基く鑛源整理問題に就ても互助會から昨年六月二十一日炭坑から申請書を出して居るが未だ一坑も片附かないような状態であるが現下の石炭對策としては増産又増産で積極的に増産對策に力を注ぎ以て戰時下に於ける生産力擴充に邁進すべきである。

次に最近筑豊方面並に若松の警察署は、例のスフ入りモエン炭事件で經濟警察を總動員して之を摘發し飯塚、直方、折尾、若松の各警察署は滿員の大盛況である。勿論不正業者はドシ／＼摘發して嚴重な處罰を課することに賛成であるが、應當り二圓乃至三圓儲けたとしても一割か二割にしか當らないのである、然るに警察當局は詐欺罪若しくは暴利取締令に依つて取締ると言明して居るが、現在最も暴利を貪つて居るのは專賣局である。二、三日前衆議院を通過した豫算案で見ると專賣局の利益金が約二億六千万圓である。それも其の筈だ敷島一個材料工賃一切合財ひつくるめて五錢三厘で出來てゐる之を二十五錢で賣り朝日は四錢五厘で出來たものを二十錢で賣つてゐる。この煙草の純益が一年間に實に二億六千万圓

である。諸君二億だ三億だと言つてしまへば譯はないけれども、一体一億圓といふ金がどれ位の嵩になるかと言ふことに就て簡易保険局の笹本技師の調査に依れば、一億圓を二圓札に替へて、すつと積み重ねると其の高さは九千七百米にして駿河の富士山の約二倍半となる、之を横に並べると其の長さは千四百五十万米哩數にして七千八百五十四哩數にすれば約三千七百里即ち横濱から太平洋を斜に横斷して南北アメリカの中間パナマ運河を突き抜けてカリブ海の真中まで繼がるのである。之を數へるに銀行の出納係のような餘程なれた人で一分間に百枚の割合で數へて朝から晩迄飯も食はず煙草も喫はず二十四時間ぶつ通しに數へて一年十一月、八時間労働の喧しい今日、毎日八時間宛數へるとすれば其の三倍の五年九月かゝる、目方は下ウかと云へば九万七千五百疋で二廳積のドラツクが百合なければ二億圓の一圓札を運ぶことは出来ないような始末である。一億圓でもこれだけの嵩があるが政府直營の專賣局の利益だけが二億六千万圓にも上るのである。故に石炭で一割三割儲けるからと云つて暴利取締令に依つて取締ると云ふならば數島に於て四十割朝日に於て三十八割の暴利を貪つて居る專賣局をナゼ取締らんかと言ひたいのである。

次に當局は石炭共販會社の設立は國策なるが故に吾々に協力せよと言つて居るが、先程から幾多の辯士に依つて論ぜられた如く、本案はどの角度から検討して見ても増産どころか却つて減産となることは火を踏るよりも隙である。故に吾々は只今御決議になつた如く生産擴充を必要とする戦時經濟界に於て共販會社の設立は反國策的暴舉なるを以て、國家的見地より之に絶對反對を表明してゐるのである。然るに當局は本案に反對する者は非國民の如く言つてゐるが、一体これまで國策に反して行動を取つた奴は何者であるか？昭和五年濱口内閣當時官吏の一割減俸案が閣議で決定した際眞つ先に反對した者は終身官である司法省の役人であつた。又前内閣の貿易省問題で之に反對してストライキまで引き起したのは外務省の官吏ではないか、是に依つて之を見れば國策に反對するものは吾々國民に非ずして實に官吏自身である。要するに今回の石炭配給法案なるものは、商工省の炭坑の實地を知らず業者の聲を無視して只だ單に机の上でデツケ上

胸に愛國 手に國債

げたデスクプランを國策の美名に隠れて之を強行せんとするものであつて、近く議會に上程されるであります。先程から再三再四繰返して申上ますように、この法案が通過すれば減産は必然でありますから吾等業者は協力一蹶して、當局は勿論議會の内外を通じて石炭鑛業に對する正しき認識と知識とを與へ、以て本法案の通過を阻止し、之に代るに積極的増産對策を建言して長期戰態制下に於ける我國の經濟政策樹立に萬遺憾なきを期したいと思ひますから諸君の絶大なる御聲援を御願ひする次第であります。

石炭配給統制法案 (全文)

昭和十五年三月八日衆議院提出

石炭配給統制法案は、いづれの迂餘曲折を経たる後、議會提出を三月三日臨時閣議に於て決定、十一日業者の反對を抑切つて衆議院本會議に上程した。同法案全文次の通りである。

石炭配給統制法案

石炭配給統制法

第一條 石炭ノ生産業者、輸入業者及移入業者並ニ石炭ノ取扱ヲ爲ス會社ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノ(指定會社)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産、輸入、移入又ハ取扱ニ係ル石炭ヲ日本石炭株式會社ニ賣渡スベシ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、石炭ノ生産業者、輸入業者又ハ移入業者命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外其ノ生産、輸入又ハ移入ニ係ル石炭ヲ自

己ノ用ニ供スルトキ

二、指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者其ノ生産ニ係ル石炭ヲ當該指定會社ニ賣渡ストキ

三、特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第二條 主務大臣ハ石炭ノ配給ノ圓滑ヲ確保スル爲メ必要アリト認ムルトキハ石炭ノ生産業者、輸入業者、移入業者又ハ販賣業者ニ對シ石炭ノ配給ニ關スル施設ノ賃貸又ハ讓渡ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ協議ヲ命ゼラレクル者協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得

第三條 前條第二項ノ規定ニ依ル決定アリタル場合ニ於テ賃貸料又ハ讓渡價格ニ付不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日(決定ノ通知ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 前二條ニ定ムルモノノ外決定並ニ之ニ依ル石炭ノ配給ニ關スル施設ノ賃貸及讓渡ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 主務大臣ハ石炭ノ生産業者、輸入業者若ハ移入業者又ハ指定會社ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第六條 日本石炭株式會社ハ石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲メ必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

第七條 日本石炭株式會社ノ資本ハ五千萬圓トシ内二千五百萬圓ハ政府ノ出資トス

日本石炭株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第八條 日本石炭株式會社ノ株式ハ記名式トシテ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ヲ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

勅令ヲ定ムル法人ニシテ特ニ主務大臣ノ許可ヲ受ケルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ日本石炭株式會社ノ株主ト爲ルコトヲ得

第九條 日本石炭株式會社ニ非ザルモノハ日本石炭株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコトヲ得ズ

第十條 日本石炭株式會社ニ役員トシテ社長副社長各一人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十一條 社長ハ日本石炭株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ補助シ日本石炭株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ日本石炭株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十二條 社長、副社長及理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受ケルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ三年トス

第十三條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 日本石炭株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 石炭ヲ買入及販賣

二 石炭ノ輸出、輸入、移出及移入

三 石炭鑛業ニ對スル資金ノ融通及投資

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 其ノ他石炭ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業

日本石炭株式會社前項第四號又ハ第五號ニ掲グル事業ヲ營メントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 日本石炭株式會社ハ販賣ノ目的ヲ以テ買入ルル者ニ石炭ヲ賣渡ストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ石炭ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

主務大臣ハ石炭ノ配給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買入ルル者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十六條 日本石炭株式會社ハ商法第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

社債ヲ募集スル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第十七條 日本石炭株式會社社債ヲ募集セントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十八條 日本石炭株式會社ノ社債權者ハ同會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第十九條 日本石炭株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ

第二十條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十一條 日本石炭株式會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十二條 日本石炭株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十三條 日本石炭株式會社ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク外主務大臣ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバ石炭ノ買入又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十四條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ニ對シ石炭ノ需給調整上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其人他業務ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 主務大臣ハ日本石炭株式會社監理官ヲ置キ日本石炭株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第二十七條 日本石炭株式會社監理官ハ何時ニテモ日本石炭株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ検査スルコトヲ得

日本石炭株式會社監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本石炭株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本石炭株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十八條 主務大臣ハ日本石炭株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第二十九條 日本石炭株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スル場合ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超エ利益配當ヲ爲サントストキハ其ノ超過スル利益金額ハ利益配當ガ總株式ニ付拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ一ト三トノ割合ヲ以テ之ヲ配

當スベシ

第三十條 第一條ノ規定又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石炭ノ價額ノ三倍ガ一萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價額ノ三倍以下トス

第三十一條 第二十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第五條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第三十三條 營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三十條、第三十一條又ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十四條 第三十條、第三十一條及第三十二條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十五條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第三十六條 日本石炭株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 第十四條ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ

三 第十六條第一項ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シタルトキ

四 第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ
第三十七條 日本石炭株式會社ノ社長、副社長又ハ理事第十三條ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス
第三十八條 第九條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

第三十九條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十條 政府ハ設立委員ヲ命シ日本石炭株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム
第四十一條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
第四十二條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ
第四十三條 株式申込證ニハ定款認可ノ年月日竝ニ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ
第四十四條 設立委員株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ
第四十五條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ
前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ召集スベシ
第四十六條 創立總會ニ於テハ第十二條ノ規定ニ應ジ社長、副社長、理事及監事ノ選任ヲ行フベシ
第四十七條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本石炭株式會社社長ニ引渡スベシ
第四十八條 商法第六十七條、第八十一條及第八十五條ノ規定ハ日本石炭株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ
第四十九條 第九條ノ規定施行ノ際現ニ日本石炭株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ同條ノ規定施行後

六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第三十八條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ

(參考) 石炭配給統制法中勅令ヲ以テ規定スベキ事項ハ左ノ通トサレテキル

△第一條關係

一、石炭ノ賣渡方法ニツキ規定スルコト

二、指定會社ガ日本石炭株式會社ヘ賣渡スベキ石炭ノ範圍ニツキ規定スルコト

△第二條關係

協議命令ヲ以テ指定スベキ事項等ニツキ規定スルコト

△第四條關係

一、決定ノ手續ニツキ規定スルコト

二、出訴アリタル場合ノ措置、當事者ニ問題ヲ生ジタル場合ノ措置等ニツキ規定スルコト

三、決定ニ依ル權利移轉ノ時期ニツキ規定スルコト

△第八條關係

差當リ滿支法人中株主タラシメルコトヲ要スルモノヲ規定スル

△第十五條關係

指定ノ方法及事項ノ限度ニツキ認可ヲ受クベキ事項及手續等ニツキ規定スルコト

△第二十三條關係

輸出又ハ移出スルモノニ販賣スル場合及特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル場合等ハ認可ヲ受ケタル價格ニ依ラザルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設ケルコト

石炭一手買上會社

設立反對理由並ニ増産對策

互助會 石炭株式會社
宇部 石炭鑛業聯合會
常磐 炭礦聯合會
北海道 石炭同交會

石炭一手買上會社設立反對理由

石炭の需給は逐年不均衡の度を高めつゝあり、昭和十三年度不足高〇〇萬噸、十四年度同〇〇萬噸、十五年度は實に〇〇萬噸の供給不足を豫想さる、生産は各地とも收支相償はず既に釘付状態に在り。

今や石炭問題を巡り輿論囂々たり、然れども多くは其實相に觸れて居らない、業者の政府案に對する反對を目して國策に反するものとか或は業者が私利擁護の爲に殊更に反對するものなりとか全く的外れの批判が多いのは遺憾に堪へない。石炭の過去の業史は凡て供給過剩の處分難に終始したので監督官廳も一般消費者も石炭には全く無關心であつた爲に現在尙世間には石炭事情が本當に衆知されて居らない。

政府は石炭の現状を目して無統制極まるものゝ如くに推斷されて居ることが最も重大なる錯誤である、最近政府官掌前の業界の狀態は決して無統制ではなかつた、成程需給が甚敷不均衡である爲と需要の急増に伴ふ輸送機關の不備等が相交

錯じて配給が不圓滑であり且つ戰時下事業の輕重緩急に對する應對に缺くるところがあつたことは事實である、併しながら全面的の統制には何等の不都合がなかつたのであるから一部の不均衡に對する是正は監督官廳の指示宜しきを得れば容易に處理し得た事である、唯監督官廳の應急措置が其手不足に因つて萬全でなかつた迄の事である、然るに何の必要あつて一噸たりとも増産絶對急務の非常時に悠々と机上理論に拘泥し、實現には相當の準備期間と多大の工作を必要とする理想案を提唱し、さなきだに經營至難なる石炭鑛業の企業心理を無益に刺戟し、業者を不安のどん底に陥るゝ様な掛聲を敢てさるゝものであるのか全く了解に苦しむものである。

業者は統制強化を無碍に忌避するものではない、如何なる程度の拘束と雖もそれが眞實必要なものであり且つ國家が採るべき最終最高の方針であるならば甘んじて之を服膺する用意がある、政府は現下の石炭事情は一手買上會社さへ設立すれば萬事が解決するかの如くに考へて居ることが餘りにも眞相に疎いものと言はねばならない、所謂統制の計劃は斯業の實體に觸れて居らない、而かも之を強行せんか石炭鑛業の衰頹火を見るより明白である、形式文だけ何事も國家が全責任を持つような意氣込みを示しても實體が之に伴はざれば目的を貫徹し得ないのみでなく、結果に於て徒らに無益の磨擦を生ぜしめ業界を混亂せしむるのみである、即ち産業そのものゝ基本が過去約一世紀に亘つて民意に一任せられ、一切の經濟機構亦之に従つて發達し來たりたる現状を無視して、一足飛びに急激なる革新を斷行せんとすることは慎重考慮を要する、非常時であることは國民等しく承知してゐる、唯國民の一部に極めて不心得の者があり、此物資難のドサクサに乗じて暴利を貪らんとする者がある、此種の非國民に對しては最高の嚴罰を科すべきである、一部を掣肘せんが爲に全部を國家の管理下に置かんとするが如き、曰く法令曰く國權を以て國民に臨むことは餘程留意を要するものと考へる。

然らば業者の態度が此時局に直面して缺くるところなきかと言ふに決して然らず、決して萬點ではない、一部業者の政府當局に對する協力は眞剣でないものがある。

業者自身特に所謂財閥關係に於ては今一段と大衆に率先して國策に協力するの意氣込みがあつて欲しいように思はれる而して本當の官民協力の美しい姿が實現されるやうに切望してやまぬ次第である。現在政府提案の一手買上會社の設立は餘りに現状を超越した理想案であるから業者としては之を承知しながら唯之に盲従することは産業人として國民的意識の上からどうしても忍び得ないのである。

以下反對の理由を逐條記述せん。

- 一、一手買上げ一手賣戻しは首尾一貫を缺き、之を強行するも實益薄し、假りに政策上之を認むるとするも買入價格及プール平準價格の公正なる處理は容易に期待し得ざるべし
- 二、石炭の現勢即ち年需年産は〇・〇〇〇萬噸餘、炭礦數大小約六〇〇礦、炭種は各炭礦が合理單純化したるもの約二・五〇〇種、産地及積出港は北海道、常磐、山口、北九州、西九州に散在し、其數は炭坑數の夫れに相當す之が統制は各々自治團體によりて實施せらる、但し中小礦業にありては各地とも自治機關不備なり、自治機關なきもの即ち所謂純アウトサイダーは主に九州にありて坑數一五〇、年産〇〇〇萬噸餘、是等中小礦は各礦夫々に特殊事情あるため企業合同又は資本統制等至難なるものなり、之を如何に指導助援し併せて監督の實を擧げるかは極めて重要事でありながら今日迄監督官廳は自由に一任し置けり、是等の統制強化は自治の程度に於てすら本質上極めて至難なり、例へば賣炭規格の如きは一炭種大量生産のものにして、積出港を同一にするものにては強いて之を行はんとすれば不可能ではないが、各地各様の炭種に付て規格取扱は言ふべくして行ひ難く、且つ之を強行するも實益なし、全國各炭礦に付て或は各地積出港に於て全炭種を検炭檢量せんとするが如きは幾千の立會人を要し是又實行不可能なり、殊に上記純アウトサイダー小炭礦の生産炭の品質は月により或は日により之を異にするもの多く是等は凡て實體を其儘認識して處理する外途なく統制理想の圏外に在るものと言ふべきか。

三、政府の一手買上會社は一礦殘さず之に組入るゝことを原則とせるが此方針を強行して果して圓滑なる經營を期待し得るか、吾人は反對の爲に反對するものではない、苟くも法律を以て國民に臨まんとするには政府に充分の用意を必要とする、然らざれば政府業者共倒れとなり之が非常時下の産業に如何なる影響を與ふるや言ふを俟たざるところであらう、吾人が特に政府當路の反省を促さんと焦慮し敢然起つて反對を表明する所以こゝに在るものとす。

四、プール平準價格制の採用は公定價格決定の建前上合理的處置ならんも政府案による一手買上會社の企圖するプール平準價格は單に中間プール値段にして一般通念による價格即ち最終値段ではない、同規格同値段の公定を企圖するには中間プール値段では意味をなさない、消費者への最終持込迄の一切の經費を平準せねばならない、之は現狀に於ては實行至難である、然らば現行の中間値段即ち積出地船乗値段或は消費地船乗値段（若松乘、小樽乘、伊勢灣乘、芝浦乘等）は全く無統制か、決して然らず昭和石炭、互助會石炭の加盟炭には商工省認可の公定價格があり、其他の石炭に付ては夫々標準價格がある、唯之等の價格が同規格同値でなく、所謂二重値段をなしてゐる、此二重値段をプール平準せんとは必要なれども、中間プール平準後千差萬別の諸掛は何萬口の消費者への最終値段を千差萬別にして居るのであるから、現行一部炭の二重價格は石炭價格の全體から見ても左程に重大問題ではない、之が爲に産業にどれだけの支障と不合理的とを與へて居るか、全産業の總生産價格に對する全産業用炭の買入價格の割合は僅かに一分八厘である（商工統計に據る）況んや物の價格は賣手の公定よりも買手の買値が本當の價格であるとも言ふを得べきである（所謂暗相場に言及するものではない、暗取引は絶対に排斥せねばならぬ）

五、更にプール平準制は生産條件に千差萬態ある物品の價格公定上極めて合理なるが如きも其思想は根底に於て危險性を含む、何となれば之を強制し併て利潤を平準化せんとすることによりて能率の増進技術の研究向上は次第に跡を絶つに至り延いて其産業を根本から破壊し去るに至るであらう。

六、一手買上制度は石炭礦業資金關係を梗塞し企業の本體を危うする。

(イ) 特に中小鐵業に於ては投下資金と石炭販賣權或は石炭使用權と絶對不可分のもの多し。

生産と配給及販賣とを切り離さんとすれば生産に對し之を補償するものがなければならぬ、補償するものがないければ事業を休止せしむるに至る。

(ロ) 石炭消費者の炭礦開發は後を絶つに至る。

(ハ) 炭礦資金は炭礦業者と金融業者との危険共同分擔の意味に於て投下さるゝものであつて所謂擔保付の一般貸付金と趣を異にす、勸銀、興銀等の金融機關に於て貸出の對象となり得ざるもの多し。

七、假りに時代意識に順應し、總ての支障を一先づ保留し、無條件に統制の本旨に従はんとするも業者は

(一) 統制を企劃する者の心理状態に付て

(二) 此運営を掌る者の心理状態に付て明確に豫見する事が出来ない

即ち兩者の心理が果して那邊にあるものか判然せない嫌がある、業者は統制そのもの、批判檢討に加へ此點に多大の不安を抱くものである。過去三年前より國內の需要増大により供給多大の不足は充分に明白でありながら生産力の進展せざりし理由は此種の企業不安が相當素因をなして居りはせぬか、業者の企業心理を無碍に抑制せんとしたこと、無定見に炭價のみを強制値下げしたこと、金融、資材配給努力補充等に對する業者の請願に對して應急處置を講ぜなかつたこと等は生産力増進阻害の原因をなさざりしか、生産不擴充の責を獨り業者のみに負はんとすることは無理であらうと信ずる。

石炭値上げが産業並に個人生活に及ぼす影響如何

石炭の値上げは焦眉の急務である、増産獎勵金等の姑息手段によるべきものでない、直接に石炭消費者に轉嫁すべきで

あつて、大衆負擔たる租税によつて賄はるべきものではない。

石炭の値上げは低物價政策に反すると云ふが單に抽象的觀念を以て斯る重大事項を斷定してはならない。

政府は曩きに米一石當り五圓の値上げを承認した、今業者は石炭一噸當り五圓の即時値上げを要求してゐる、總金額に於ては米の方は石炭の方よりも大である、米は直接消費物であり、國民大衆に對し全面的の影響あるに反し石炭は産業の原動力であるが國民大衆には間接消費物なるが故に其影響は遙かに輕いのである、大局的に見て石炭噸當り五圓の値上げは大した事件ではない、今實際の數字に付て検討せしに上述した通り國內全産業の生産品の總價額中に含まるゝ石炭全使用量の價格の割合は百分の一・八である、石炭噸當り五圓は石炭現在平均價格二五圓と見て二割の値上げとなる、從て上記全生産品の總價格に對して百分の〇・三六に當る、即ち一〇〇圓に對し三六錢に過ぎないのである。

國民一世帯の平均所得は一〇〇圓見當と假定し(十四年度國民總所得二五〇億圓、國民一億人、一世帯の家族數を四人半と概算す)一ヶ月一〇〇圓の生活費中に含まるゝ石炭費(直接間接とも)を檢討するに下表の通り約五〇錢である、噸當り五圓値上げ即ち二割の値上げは約一〇錢に當る、供給大不足に直面して増産を要望する今日之を如何に判斷すべきであらうか。

各種事業ノ石炭費割合 (昭和十二年度工場統計)

事業名	生産額	原材料費	石炭使用			石炭使用額の割合	
			數量	金額	炭價	生産額	原材料費
紡織工業	三九八五	三三五六	四七五	四七五	二二	一三	一五
金屬工業	三三七八六	二二五六	七〇七	三六三三	一一	二二	二二
機械器具工業	二二七六	一八八〇	六〇五	一一七五	一六	五〇	九

業種	金額	消費%	代額	値上%	石炭合計金額
製材	15,770	1.1	170	1.1	15,940
製材其他	3,534	0.3	35	0.3	3,569
化學工業	3,000	0.2	30	0.2	3,030
印刷製本	2,585	0.2	26	0.2	2,611
食料	1,583	0.1	16	0.1	1,599
其他	2,926	0.2	30	0.2	2,956
合計	15,680	1.1	167	1.1	15,847

註—上記商工統計十二年モノナルモ、各對比率ハ絕對數が相對的ニ膨脹セルヲ以テ本文中ニ於テ略同數字ナリト推定引用セリ

月收一〇〇圓ノ生活者ニ及ボス五圓上ノ影響

費目	内容	金額	消費%	代額	値上%	石炭合計金額
副食物料	米・燃料・調味料	100	1.1	11	1.1	111
住居	家賃・電燈・水道	183	1.1	20	1.1	194
家具	家賃・電燈・水道	121	0.6	7	0.6	128
被服	理髮歸省旅費其他	32	1.4	5	1.0	37
雜費	交通費贈答品其他	76	0.0	0	0.0	76
交際費	繪本・玩具	100	0.0	0	0.0	100
教育費						
合計		100	1.1	16	1.1	116

修養娛樂費	職業費	臨時費	特別費	合計
2,600	6,300	5,200	2,300	10,000
役所差引・煙草	出産費・醫療費・藥品	各種貯金		

(註) ※親子四人及五人家族ノ都市及地方ニ於ケル平均ナトル
◎費目別石炭消費%ハ各産業消費別%ニシテ別表商工統計ニヨル

政府の一手買上會社設立案に對する代案

設立反對に對し其代案如何の要請あることは首肯せらる、然るに吾人は政府が現行自治制を無統制と即斷する點に於て多大の錯誤あるものと信じ、實體を離れ理想に囚はるゝ點に於て多分の無理なきやを懸念するが故に直ちに之に盲從し難しとなすこと上述せし通りなり、即ち政府案は現狀を無視して無理に草案されたるものなるを以て之が代案を無理に考案する必要なしと信ずるものである、即ち政府指揮監督の下に現行自治制度を強化すれば是ると考ふるものである、然して現行自治機關の最大缺點は現行自治機關は概ね機關自體よりも組合員自體の方が強く従つて機關は組合員に對する命令權を持たず全く組合員自體の手足に過ぎざる嫌あり、此の不備を矯正することが最大要件である、即ち自治機關に組合員に對する強制力を與ふる様組織せしむることは是なり、これが差當つての先決問題である。

地方生産業者の自治機關結成促進、全國的綜合自治機關の結成、是等に關する具體案に付ては別に述べんとす。

石炭生産自治機關設置

配給自治機關と並行して生産自治機關を政府監督のもとに強化結成せしむること。

七、石炭炭價値上げの件

現在の石炭炭價は昭和十三年九月一日輸出入品等に關する臨時措置法により強制値下げせられ其儘今日に及び居るが一方生産費は昭和十四年九月十八日に至る約一ヶ年間に於て約二割六分の値上りを示し(指數別表の通り)自然之に因て生ずる炭礦經營の採算は著敷破壊せられ此の結果は凡そ國家が要求する増産とは反對の歩調を辿りつゝあり。増産集眉の必要を痛感する際現在炭價を最低適當り五圓の値上げを即時斷行し以て眞に政府と業者が一體となり増産に邁進せんことを要望するものなり。

二、重要礦物増産法に基く鑛區整理實現の件

右に對しては昭和十四年六月我が互助會より三十一件に就て裁定申請中にして是れが實現を見る時は第一年度に於て九十六萬噸第二年度に於て百六十萬噸の増産をなし得べく當時地元鑛山監督局並に當時の八田商相小金鑛山局長に對し即時裁決方を要望したるも今日に至るまで一件も解決を見ず最近地元當局並に燃料局に對し重ねて緊急解決を要望せる次第なるが増産絶體必要の時期に當り今日迄遷延せることは誠に遺憾に堪えず、此の際即時裁定を要望するものなり。

三、資材配給に就て

政府は現下の石炭狀勢に鑑み優先配給を言明せられたるも實蹟は鐵鋼に於て事變前の四割弱の配給に過ぎず、坑内照明用のカーキイト亦二分の一、殊に坑内勞働者用のゴム足袋の如きは全く之が配給なく其の他鑛業用必需品の配給も實際に於て増産必要に該當する最低限度の材料の圓滑且つ迅速なる配給を要請するものなり(鐵鋼配給の實蹟別表参照)。

四、勞働力充足に關する件

増産に必要な勞働力の充足に對しては政府に於て最近半島人の移入等實現せるも全國石炭山勞働者の稼働能率の低下を向上せしむる爲め時局に即應する勞働法規の改訂方昨年來當局に對し要望陳述せるも何等事變前其儘にして對策を發表せられず、此の際時局に鑑み増産の重大使命を達する爲め鑛業法中雇傭勞役規則の再檢討並に健康保險法の改訂を要望するものなり。

五、海陸輸送難對策

現下全國的石炭供給不足に基く全産業全國民の石炭に對する認識は等しく一日も早く需給の圓滑を要望する時に當り之が輸送機關たる海陸の輸送は甚だ寒心の狀態にあり現に十四年十二月一ヶ月間に於ける九州地方のみにも坑所に貳拾萬屯以上の貯炭を激増せり、之が原因は港頭積込の不備もあり輸送船舶の不足に基くもあり尙鐵道貨車配置の不足によるもあり何れにしても斯る時局に際し之が圓滑なる輸送對策は急務中の急なり宜敷各關係官廳に於て之が適切なる御處置を要望するものなり。

以上増産對策として各項を眺み合せ適切に運用を期せられたし。



準平價格制の矛盾 石炭共販會社案の前途

阿部内閣末期に、中央物價委員會が立案し、昨年八月末答申發表した「石炭對策要綱」に本づく石炭共販會社案は、

その後業者と商工當局ですつたもんだをやつた擧句一頓挫してゐたが、いよく十四日の商工省議決定、大藏當局と交渉のうへ今議會に提案されることゝなつたしかし石炭の積極的増産對策たる増産獎勵金、坑道掘進補助金、買上補償など三種の補助制度とともに一括しておし出されたところをみると、現下の喧しい石炭問題解決要望の聲に急遽便乗しようとした嫌ひが多分にあり、かつ案そのものについてみても、業者との間に問題となつてゐた點は、現存の販賣機構に關する點を除いては、何ら本質的な事柄が解決されてゐない。したがつて省議で本極りになつたとはいへ、案そのものには依然として幾つかの難點が横はつてをり、

成立までにはいくたの内容的な検討を呼んで、前途必ずしも波瀾なしとしない形である。

「石炭對策要綱」成立當時、池田中央物價委員會會長は「現下の石炭對策の摩擦は、限りある供給量をもつて最大の効果を發揮せしめるとともに、物價統制の線に沿うて極力炭價の低下を計りつゝ増産の目的を最大限度に達成することにある」とのべ、販賣については「準平價格制の原則に従つて理論的に見事に構成した一元的販賣機構の確立、石炭共販會社の設立案を前面に押し出した、これによれば新會社は内地における石炭（移、輸入炭などすべてを含む）の一手買上げおよび一手元賣販賣をなし政府の企圖する石炭統制目的遂行の任務を負ふ販賣機構の中樞機關で、

一、プール平準價格の原則に本づく適正價格による買入れ

二、一手買上げたものに適正手数料を加へた規格販賣

三、大集散市場または大消費市場販賣建値の設定

四、一定數量以上の大口需要者への直賣、それ以外は別に設立する地方販賣會社を通じての販賣

五、檢炭、檢量など石炭販賣統制上必要な諸施設の實行

六、これがため現在販賣機關の販賣設備ならびにその使用人の包括的承繼など

を原則とし、この直屬機關として地方別に地方販賣會社を、更にその下の小賣業者には地域別に組織した商業組合を設置することを企圖した

しかし業者はこの理論的な構成の見事さの上に、炭業の實情と遊離した机上プラン的臭味を見、まづ檢量、檢炭が如何に困難、複雑であり、共販會社が荷役の合理化、中間諸経費の節減、炭價の低下を狙つて行はんとする直接受渡が結局送炭の不圓滑、荷役の混亂、能率低下、需要家の不満に歸することを強く指摘して、現存販賣機關の包括的承

繼に反對し、更にプール平準價格制の原則に従つて決定さるべき買上げ價格の見通し難は群小炭鑛業者の不安を伴ふ

反噬に結果した、今回の商工省提出案は前者については業界の希望を容れ従つて一億圓から五千萬圓への資本金の半減は原案に比して縮減した事業を裏書きしてゐる、しかし肝腎のプール平準價格制の問題は群小炭鑛業者を納得させるまでに練り上げられたであらうか、規格賣炭の場合は、プール平準炭價に適正手数料を加へ、各炭質などによる規格に本づく價格が設定されるため、現在のやうな二重、三重相場はなくなつて、闇取引も絶え、同一市場における同級同格炭は同一値段となつて炭價の統制、炭質の低下防止従つて市場の明朗化をもたらすことは期待されるが、これより根本に遡つて買入れ價格を石炭増産と低物價政策との相矛盾する兩天秤にかけて見る場合、問題はさう簡單には片付けられないことが判る。

政府はこの兩前提の矛盾から豫想される問題に備へて共販會社に對し買上げ補償金を六千萬圓交付することに決定はしたが、先づ買上げ價格の基準を炭質におき、つい

これが生産費を、採炭費と企業費、營業費と固定財産の區別、償却の最高限度、保安費、福利施設の限界等をそれらの條件の雑多な炭鑛について斟酌して決定するとなると到底机上的計算では手におへず、しかも買上げ價格如何は炭鑛の死命を制して、石炭生産額そのものも及ぶことを考へると一口に買上げ價格とはいふもの如何にこれが決定困難であり、従つて規格賣炭價のそれと同様であり、結局プール平準價格制を中心とする共販會社の運営が單に半官半民の國策會社といふ性格から來るそれ以上に至難であるか判る。

生るべき共販會社はこゝに最も努力を要求され、わが國石炭の総合的需給計畫の樹立、配炭計畫の確立以上に、増産を目標とした一手買上げと適正な販賣價格の査定はその運

營の要件として、新會社にその成立後といへども問題解決の重責を負はすわけだが、これがためには他面、現在の昭和石炭、互助會の解消と、それらメシボウの新會社への積極的協力、参加が必要であり、そしてまた二重、三重價格乃至は闇相場が存在でこの間不當利得の横行に酔ひしれてゐる群小炭鑛業者の現状を平常視せず、炭界の軌道的發展に向つて翻然鑛眼を開く態の反省と賢明が望まれ、群小炭活はその出炭に對しては各地別に一括した組合または會社を組織してこれを一次的に統制し、しかるのち共販會社の一元的統制に從屬することが必要で、しからざる限りプール平準價格制を別としても、配給の一元化に或は鍊裂の生ずる危険なきを保し難いのである。(大朝)

營業成績は悪化

炭價据置の影響大

昭和十三年十月以降据置の炭價の影響は大手筋炭鑛の採算を悪化せしめ増産を著しく阻害してゐるが、商工省調査によれば、年間百萬趣以上の重要炭鑛の營業狀況は左の如く、十四年下期に於ては殆んど總て營業成績悪化を見てゐる。

▲三井鑛山株式會社

期 別	當期利益金	配當率
十二年上期	八、三三七、二五	普〇・八 特〇・四
十二年下期	八、三三五、八五	普〇・八 特〇・四
十三年上期	八、二七七、〇三	普〇・八 特〇・四
十三年下期	九、六四四、三六	普〇・三
十四年上期	九、一六六、八五	普〇・二

▲北海道炭礦汽船株式會社

十二年上期	三、六三三、〇七九	〇・八
十二年下期	四、三三三、七三三	〇・八
十三年上期	六、三三七、四三三	〇・八
十三年下期	七、七七〇、七三三	〇・八
十四年上期	七、五七一、九四一	〇・九

▲貝島炭礦株式會社

十二年一回	二、七〇三、四六六	一・〇
十三年一回	四、八七六、五九〇	一・〇

▲三菱鑛業株式會社

十二年上期	七、九九九、七六	一・三
十二年下期	九、三三七、七六	一・三
十三年上期	一〇、一六〇、〇五	一・三
十三年下期	一〇、三三三、三三	一・〇
十四年上期	一一、二二二、〇七	一・二

▲明治鑛業株式會社

十二年下期 五、六五、四三
 十三年一回 五、六二、三六

▲住友鑛業株式會社

十二年上期 一、七六、三四
 十二年下期 一、八四、〇九
 十三年上期 三、一九、五六
 十三年下期 二、八三、六七
 十四年上期 二、六〇、六九
 十四年下期 二、〇八、六七

▲株式會社麻生商店

十二年一回 一、三二、〇〇
 十三年一回 一、二七、四四

▲沖ノ山炭礦株式會社

十二年上期 一、三三、三三 約一〇
 十二年下期 一、六四、〇七 同一〇
 十三年上期 一、七六、三三 同一〇
 十三年下期 一、八四、三三 同一〇
 十四年上期 一、七三、八四 同一〇
 十四年下期 二、〇四、四三 同一〇

▲九州炭礦汽船株式會社

十二年上期 一、三三、〇〇
 十二年下期 一、四一、五九
 十三年上期 一、五三、〇〇
 十三年下期 一、六四、八七
 十四年上期 一、三五、〇九
 十四年下期 一、五七、三三

▲雄別炭礦鐵道株式會社

十二年上期 九〇、六六
 十二年下期 四〇、九一
 十三年上期 一、八六、三〇
 十三年下期 九四、五一
 十四年上期 五三、九六
 十四年下期 一、八二、三三

▲古河石炭株式會社

十二年上期 一、三六、一七
 十二年下期 九四、三三
 十三年上期 一、四三、三三
 十三年下期 一、〇〇、〇八
 十四年上期 一、六七、三三
 十四年下期 一、六七、〇〇

(日刊工)

福 鑛 聯 合 歌

淺 上 保 壽 作

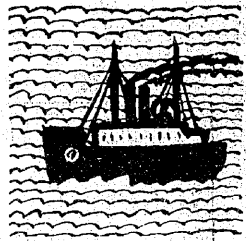
一、愁久二千六百年
 榮光ある歴史日本の
 地下の寶庫を打ち拓き
 文化の基礎築くこそ
 福鑛聯の使命なれ

二、聞けよ興亞の建設譜
 亞細亞の空にこたまして
 大地の息吹新生の
 強き希望に燃ゆるこそ
 福鑛聯の使命なれ

三、空に漲る黒煙は
 飛躍日本の象徴ぞ
 増産報國ひとすじに
 堅き意氣もて進むこそ
 福鑛聯の使命なれ

四、銃執る腕に鶴嘴を
 起りて鑛業戦線に
 起る戦士の勲しを
 永く傳へて飾るこそ
 福鑛聯の使命なれ

五、仰げば世界の金字塔
 勞正義日本の大御稜威
 埋資一体明朝に
 福鑛聯の天地拓くこそ
 福鑛聯の使命なれ



石炭船運賃

送に主力を注いでゐる。氣配は引き続き堅調にして特に有利な満支向の雜貨の輸送に小型船が蝟集してゐる。

ハ、石炭

石炭の出廻りは各地共旺盛なれど既約蒐荷及び強制配船に追はれ新現商談は滞滯氣味である。

最近の成約運賃は若松より

仕向地	今月中旬	前月中旬
京濱	四、八〇	四、八〇
川崎	五、五〇	五、五〇
伊勢灣	四、三〇	四、三〇
大阪川入	三、三〇	三、二〇
敦賀	五、二〇	—
仁川	—	—

一、汽船運賃

イ、遠洋

海外市況はドイツの四月攻勢説と共に平和來を斷念し茲許運賃は昂騰の一途を辿り英海軍のドイツ炭輸送中のイタリ―商船抑留問題、芬ソ停戦協定をめぐり歐洲戰亂も愈々複雑化の形勢である。かゝる國際狀勢を反映して先高氣分益々旺盛し、英政府の運賃抑制策も次第に無力となりつゝあり。

ロ、近海

近海は石炭を中心に鐵材、セメント、礦石滿洲特産物等の積取りに引續き活況を呈してゐる。特に發電用炭の輸

二、帆船運賃

三月積帆船運賃は前月通り若松—大阪間四圓〇五錢である。今後は天候も追々順調となり従つて運賃も次第に軟調となり徐々に下向き氣配濃厚となりつゝあり。

六月、七月の不需要期は三圓九十錢見當である。

三月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合

(單位壹匁ニ付)

仕向地	運賃 前年同期	仕向地	運賃 前年同期
和歌山縣		和歌山	四、八〇 四、三六
由良	四、四〇 四、〇八	吉見	四、九五 四、五三
大阪府		岸和田	四、二一 四、一六
樽井	四、四三 四、三三	大坂	四、〇五 三、七〇
佐野	四、四三 四、三三	大坂	四、〇五 三、七〇
堺	四、七三 三、八三	大坂	四、〇五 三、七〇
兵庫縣		西ノ宮	四、〇五 三、七〇
尼ヶ崎	四、〇五 三、七〇	洲本	四、〇〇 三、六六
神戸	四、〇五 三、七〇	江井ヶ島	四、〇〇 三、六六
明石	四、〇〇 三、六六		
岡山縣		別府	三、八一 三、四八
片上	三、五五 三、五五	會根	三、七三 三、四一
鹿忍	三、四三 三、五五	飾磨	三、五九 三、二七
岡山川入	三、九三 三、四三	那波	三、五〇 三、一九
幸西	三、五三 三、六六	赤穂	三、五二 三、三〇
彦崎	三、八八 三、五三	牛窓	三、四三 三、五三
玉	三、三三 三、〇七	岡山	三、六六 三、七〇
田ノ口	三、四三 三、一四	官ノ浦	三、六九 三、七〇
玉島	三、三六 三、〇七	小串	三、四三 三、一八
廣島縣		宇野	三、四三 三、一四
福山	三、三六 三、〇七	日比	三、四三 三、一八
福山川入	三、三六 三、〇七	味野	三、四三 三、一四
尾ノ道	三、〇七 二、八二	笠岡	三、三六 三、〇〇
		糸崎	三、〇七 二、八二

三原 三〇七 三二八 竹原 三〇〇 三二四
 阿賀 三二二 三二七 吳 三二二 三二七
 廣島川入 三〇〇 三二五 宇品 三二二 三二七
 山口縣

岩國 二七〇 二七五 今津川入 二八五 二九〇
 三田尻 二二四 二二九
 徳島縣

徳島 四〇〇 三九四 小松島 四〇五 三九〇
 撫養 四〇五 三九〇
 香川縣

小豆島 三二七 三二七 高松 三二七 三二八
 林田 三二七 三二八 坂出 三二七 三二八
 丸龜 三二七 三二八 多度津 三二二 三二四
 觀音寺 三二七 三二八

愛媛縣
 川之江 三二五 三二五 西條 三二七 三二八
 新居濱 三二五 三二六 壬生川 三二五 三二五
 今治 三二二 三二七 菊間 三二七 三二八

堀江 三〇七 三二八 高濱 三二二 三二七
 三津濱 三二二 三二七 長濱 三二二 三二七
 宇和島 三二二 三二七 八幡濱 三二二 三二七

備考

- 一、指定仕向ケ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ゲニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申受ケル事
- 二、壹港ニテモ貳ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ準ズルモノトス

法令

石炭販賣取締規則改正

(昭和十五年二月二十四日商工省令第七號)

第一條中「本則施行前」ヲ「昭和十五年三月三十一日以前」ニ改メ同條第二號中「一銘柄ニ付」ヲ削リ別表甲號中「常磐無煙炭同業會」ヲ削リ「常磐炭礦聯合會」ノ次ニ左ノ如ク加フ

北海道石炭同交會
 宇部石炭礦業聯合會

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス、但シ第一條ノ改正規定ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和十五年三月三十一日迄ハ北海道石炭同交會又ハ宇部石炭礦業聯合會ノ團體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ販賣指圖書ニ依ラスシテ石炭ヲ販賣

スルコトヲ得

第十三條及第十四條ノ規定ハ昭和十五年四月三十日迄ハ北海道石炭同交會及宇部石炭礦業聯合會並ニ其ノ團體員タル石炭ノ生産業者及販賣業者ニハ之ヲ適用セズ

参照

石炭販賣取締規則抄録

(昭和十四年八月十六日商工省令第四十三號)

第一條 石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ石炭ヲ販賣スルコトヲ得ズ、但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限リニ在ラズ
 一、一銘柄ニ付販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當リ二百五〇噸使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ月當二百五十噸ヲ超エザルトキ

本會記事

●本社重役會並に理事會

二月上旬より本社重役一同上京、共販問題につき政府當局と再三再四交渉を行ひ、其の都度東京に於て重役理事會を開いた。

今回の重役の滞京日數、二ヶ月に垂んとしつゝあるが、かかる事は本會始つて以來である。

●互助會臨時總會並に協議會

二月十九日午後二時より若松商工會議所に於て緊急總會を開催した、事急なるを以て全會員に電報を以て通達したが殆んど全會員出席し、特に肥前支部幹部も出席した共販問題に關し上京運動中であつた重役の中、末吉、西本、上田、三重役が急遽歸若總會にのぞんだ。西本氏より共販反對運動に關する經過を屢々説明したる

後一旦總會を閉じ、改めて協議會を開き協議の結果、重役の運動と別個に共販反對運動を起す事に満場一致を以て決定、直に三十五名の實行委員を選任し、尙共販反對決議文を可決した。

●共販反對實行委員運動經過

福岡縣廳及福鏡局に訪問陳情
二月二十一日實行委員は各炭坑代表者百五十餘名と共に縣廳並に福鏡局に到り反對の理由を述べて陳情した。

共販反對演說會

二月二十一日午後六時より若松市公會堂に於て開催した。聴衆は定刻前より詰めかけ、七時を過ぎる頃には満場立。雖の餘地なく極めて盛會であつた。ついで即夜十一時、實行委員全員上京。同日午後六時より若松市公會堂に於て開催した。加茂泰吉氏を委員長として一絲亂れざる行動をと

つた。

民政黨幹部に對し陳情

二十六日衆院内に民政黨幹部と會見共販反對の理由を屢々説明した、大いに感動された幹部の斡旋により

商工大臣に陳情

二月二十九日衆議院議長應接室に藤原商工大臣は兩次官參與官、東燃料局長官其他關係官を從へて、加茂委員長外八名の委員を代表と會見した、當局の蒙を開かんが爲各委員は眞に熱涙下る陳情を行つた處當局も二日間の考慮を約された。

全國石炭業者大會

この日東京鐵道會館に於て、午後六時全國石炭業者大會を開催、互助會外三團體始め、各種團體の代表者八百名出席、交々立つて共販反對を叫び、尙決議を行つた。

商工大臣と再度會見

三月二日前約により實行委員は商工大臣と衆議院內控室に於て再度會見、藤原商相の回答を待つた。しかし商相は、今となつて共販案撤回の意志なき旨言明

委員は豫て覺悟はしてゐたが、故郷に吉報を待つなる同志の事を思ひ、暗然たる氣持をどうする事も出来なかつた。

しかし、萬事休したと言ふわけでも無いので更に猛運動を續くる事になり、連日各方面を歴訪陳情し、誤まれる燃料政策を是正すべく大いにこれ務めた。

三月十二日遂に本案が衆議院に上提せらるゝや八名の議員立つて反對演說を行つた。

尙同日委員附託となつたけれども實行委員は、めげず屈せず更に運動を繼續し十七日一先づ歸若した。

互助會炭坑首腦者協議會

三月十七日午後一時より若松商工會議所に於て開催、肥前支部も併せて百五十餘名出席。

歸若した加茂委員長、荒牧、久野氏各委員より、上京運動經過報告を行ひ、更に今後の運動につき協議を行つた

共販反對期成演說會

三月十八日午後六時より若松市公會堂に於て開催、前回

同様聴衆場外に溢れるばかりの盛會であつた。

福岡縣廳並に福岡鑛山監督局訪問陳情

三月十九日實行委員會に伴はれて、互助會炭坑代表者五百名が秩序ある統率の下に、福岡縣廳及び福岡鑛山監督局を訪問陳情を行つた。

佐賀縣廳並に長崎縣廳訪問陳情

三月二十日佐賀、長崎縣下炭坑代表者に實行委員が加はり、午前中佐賀縣廳、午後は長崎縣廳を訪問陳情した。

共販反對期成演說會

三月二十一日佐世保市公會堂に於て大演說會を開催、北松炭田炭業者の出席する者多く文字通り滿堂立錐の餘地もなかつた。

實行委員立つて熱辯を振り大いに氣勢を上げた。

實行委員 上京

地元の運動を終へて、加茂委員長外久野、荒牧、井家上各委員は二十三日上京した。

業務課長等 上京

業務課では日發炭、軍用炭、省納炭、十五年度上期の本會炭の割當數量決定の爲二月二十二日安西課長外、杉江熊川、久保社員上京した。

互助會 地方部會

本月は左記日程により開催、本社より野見山、井村、熊川出席。

三月十三日 西川部會 折尾 喜樂

三月十四日 遠賀部會 香月 梅之屋

三月十五日 飯塚部會 飯塚 商工會議所

三月十六日 上嘉穂部會 上山田 大山

三月十七日 田川部會 後藤寺町役場

福鑛局管内各統制團體聯合會協議會

目前の急務たるカイベイド其他資材に關して、聯絡打合せの爲、二月十七日宇部市宇部鑛業組合に於て開催、福鑛局より久保監督官出席。本會より赤司課長、町田係員出席。

互助會鐵鋼統制協議會部會

二月二十二日 福岡部會 福岡商工會議所

二月二十三日 嘉穂部會 飯塚東町公會堂

二月二十四日 田川部會 筑鐵本社

二月二十六日 遠賀部會 直方商工會議所

購買研究會

資材部では米、酒等の圓滑なる配給につき炭坑購買會の代表を集めて研究會を開く事になりその第一回を三月十二日本會會議室に開催した。

九州水力電機株式會社



炭界日誌

才津原生

二月十六日 金

△日發向石炭増加の爲、關西產業界困惑すと各紙發表す。

△郷經濟聯盟會長、石炭價格適正引上の要望を發表した。

二月十七日 土

△石炭不足は遂にガスに飛火し、阪神方面では對策考究中である。

△樺太長官は本日の豫算分科會に於て樺太の石炭増産對策の一として封鎖炭田を積極的に開放し十七年度に於て一千万噸を出炭すべしと答辯した。

二月十八日 日

△日發では、若松戸畑の二ヶ所に受入炭の検査所を設置した。

△吉田厚相本日「炭坑従業員諸君に願ふ」と題して、ラヂ

オ講演を行つた。

二月十九日 月

△若松商工會議所に於て、互助會臨時總會開催、共販會社設立に關し協議の結果絶体反對の決議を爲し實行委員三十五名を選出、反對の猛運動を展開することとした。

△吉田厚相は四月に九州の各炭坑を視察の豫定であると傳へらる。

△福礦局飯塚支所管内十四年中炭塵爆發僅かに三件殆んど無事故の好成績を修めた。

△海軍用炭を日發に融通すべく協議中である。

二月二十日 火

△電力制限が稍緩和された。

△明日若松公會堂に於ける石炭共販反對大演說會準備のた

め互助會本部事務局は之が準備のため總動員で活動を開始した。

二月廿一日 水

△筑豊の石炭水洗業者代表者協議會を開催、ボク山採炭禁止などにつき陳情する事を申し合はせた。

△共販反對實行委員會代表は福礦局長、福岡縣知事と會見陳情した。

△若松市公會堂に於て、共販反對演說大會開催、満場立錐の餘地なき大盛況にて強硬なる決議を可決した。

△共販反對實行委員三十五名上京した。

△榎木福礦局總務部長、刈田港視察を行つた。

二月廿二日 木

△日本商工會議所臨時總會に於て、炭價の適正を計れと叫び、關係當局へ建議を行つた。

二月廿三日 金

△東京會館に於て互助會、北海道同交會、常磐礦業聯合會、宇部石炭礦業聯合會共同主催の共販會社設立反對協議會を開會、參會者右四團體代表者百三十名にして今後の運

動方針を決定す。

△門鐵局では石炭輸送能力強化の爲、臨時石炭列車を運転した。

△石炭礦業聯合會では理事會を開き、四百五十万噸の増産計畫を樹立、各社割當を決定した。

△石炭販賣取締の一部が改正され、四月一日より實施される事になった。(法令欄参照)

二月廿四日 土

△下關市では將來の大陸炭に備へ大貯炭場の新設を計畫した。

△福礦局管内アウトサイダー炭山組合結成準備會開催。

二月廿五日 日

△標準カロリーに達するボク山に鑛業法を施行すべく、福礦局では調査中である。

△本日より丸ノ内ホテルの二階大ホールを借入れ石炭共販反對運動の本部とす。

二月廿六日 月

△上京實行委員は手別して議會各派に猛運動を開始す。

△大阪工業會、政經研究會の合同臨時總會、石炭對策を論議し増産獎勵金よりも價格引上げ陳情する事になつた。

△福岡局飯塚支所では又亦大資掘團を發見、告發した。

二月廿七日 火

△密山炭田開發に、日鐵と滿炭とが共同出資で當る事になつたと各紙報道す。

△本日、鑛業法改正委員會に於て小金鑛産局長は、鑛山の開發に對して、自由主義を脱却して努力すると答辯した。

△上京實行委員長加茂泰吉、副委員長荒牧健造、久野保其他數氏は衆議院議長應接室に於て藤原商工大臣加藤、岸兩次官、東燃料局長官等と約二時間に亘つて會見し共販問題に就て論戰した。

二月廿八日 水

△山元貯炭は六月中に一掃されるものと見られて來た。

△滿鐵は本年度中に一億圓増産を決定した。

△日發では、自然發火を防ぐ爲水中貯炭を行ふべく、準備に着手した。

二月廿九日 木

△日發向印度炭五、二〇〇噸を積んでトシズベル號が神戸に入港した。

△石炭増産關係豫算につき、商相は藏相と政治的折衝を開始した。

△本會外三團體代表は再び衆議院に藤原商相と面會共販案撤回を要求した。

△東京丸ノ内鐵道協會に於て全國石炭業者大會を開催、共販設立反對の決議を行つた。

三月一日 金

△大手筋方面に於ても、最低二割位の炭價値上げを望んでゐる。

△福岡局では、石炭鑛産稅標準價格を決定發表した。

△若松駐在中であつた古池電氣局事務官は本日歸京した。

△福岡縣教育會館に於て、鐵鋼資材配給に關する協議會開催され、赤司課長出席す。

三月二日 土

△筑豐採炭業者代表一行は、福岡縣知事、福岡局長と會見して、惡炭擊滅良炭産出に關し陳情した。

△本日赤坂錦水に於て共販反對の互助會、北海道、常磐、宇部の友交四團體の懇親會を開いた。

三月三日 日

△本日臨時閣議を開催、石炭増産對策費八千三百万圓を承認した。

三月四日 月

△外地石炭増産計畫に關し二千七百萬圓計上を要求されてゐる。

三月五日 火

△若松合同石炭株式會社中平常務本日歸若、同社では直に重役會を開いた。

△若松警察署に於て統制經濟組織運動に關する協議會、川原、熊川出席。

三月六日 水

△今冬の石炭飢饉に鑑み、夏の不需用期中に貯炭を行ふべしと叫ばれてゐる。

△福岡縣時局經濟協議會では「石炭と電力」始め四部門新設し、委員幹事を決定した。

三月七日 木

△日發向け九州炭三月送炭計畫が立つたので榎本福岡局總務部長は本日、若松の出張所より引上げた。

三月八日 金

△本日の閣議に於て、内外地の石炭増産緊急具體方策を決定、發表した。

三月九日 土

△鐵道省では、炭礦直營を行はぬと表明した。

△石炭増産案の不備が叫ばれてゐる。

△本日石炭配給法案が衆議院本會議に上程される豫定であつたから互助會其他友交團體代表者百數十名議會傍聽席に頭張つたが遂に本日は上程されなかつたので本會實行委員一同は淺草橋場莊に於て懇親會を兼ね今後の運動方針を協議す。

三月十日 日

△興亞院では中支の石炭制當を、軍需一、民間四とする事に大体決定した。

三月十一日 月

三月十一日 月

△石炭配給統制法案が、議會に提出されはなぐしい論戰が展開された、三十六名の委員附托となる。

△陸海軍相は石炭關係技術者の應召解除實施の用意ありと言明した。

△藤原商相は、石炭の國家管理は之を考慮して居らないと答辯す。

三月十二日 火

△衆議院豫算總會に於て、商相は、日本石炭會社について全責任を負ふと言明した。

△アウトサイダー炭山を會員とする西部石炭鑛業聯合會が結成された。

三月十三日 水

△吉田厚相は鑛業法中改正案委員會に於て、炭礦勞務者の充足は優先的に供給すると答辯した。

△日本石炭會社の事業目論見が發表された。

三月十四日 木

△増産に要する電力の供給を確保すべく福鑛局で調査中である。

△炭價補償金は昨年度も支出すると政府では發表した。三月十五日 金

△福鑛局では、石炭増産現地最高審議會を設立する事となりその要綱を發表した。

△暫定石炭共販設立を見合はす旨を當局より發表す。

多賀神社に祈願

互助會の石炭共販反對運動は前途樂觀を許さぬものがありこの難局を突破するには創立當時に立歸つて舉會一致の努力を必要とし若松本社赤司庶務、鍋島調査兩課長以下社員約三十名はかつて同會創立奉告式を舉行した縁りの深い直方市多賀神社へ二十九日午後一時若松發參拜し反對運動の成功を祈願した。

編輯後記

新支那中央政府は愈々成立したが果してウマク行くかドウか？再三編輯子が本欄で論ずるが如く、支那四百餘州は一國としてはあまりに廣過ぎるし、之を統治するにはあまりに人物がなさ過ぎる。曩きには袁世凱が失敗し近くは蔣介石がヤリ損つてゐる汪兆銘としたところでいつまで親日政策を取るか？喉元過ぐれば熱さを忘れる支那人根性を忘れてはいけない。折角北支、中支に維新政府、臨時政府が出来て居たのだから之は此の儘にしておいて、南支に新政權をつくり各自獨立政權として、其上に聯合委員會を設置した方がよいと思はれる。其方が我國としても監督し易い譯である。

七十五議會も愈々あさ敷日なつた。石炭

配給統制法案はドノ角度から検討して見ても減産となることは火を晴るより瞭なれば

我が互助會を始め北海道、常磐、宇部の中小鑛業四團體が絶對反對の猛運動を續けてゐるにも拘らず、遂に二十二日衆議院本會議を通過し近く貴族院も通過するであらうが、本案は炭礦の實地を知らない商工省の役人が机の上でテツチ上げた所謂理想案で、實際とは餘程縁遠いものである。故にこの法律が通過して愈々實施せられる曉には、業者は勿論需要家、一般國民から始終苦情が出るであらう。尤も本法案も四十九條で出来てゐる。

三月号は編輯子上京中にて、他の材料を蒐集する代りに共販反對運動特別號として、東京丸の内鐵道協會に於ける全國石炭業者大會の演説速記を滿載することにした。

(二六〇〇年三・二五 自又生)

互助會報・第五卷・第三號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十五年三月十七日印刷納本
昭和十五年三月二十日發行
若松市本町二丁目 行

石炭鑛業互助會
發行人 風戸道康
編輯人 若松市堺町三丁目
印刷人 吉田万造
若松市堺町三丁目
印刷所 吉田印刷所
電話 六五二番

福岡縣若松市本町二丁目
發行所 石炭鑛業互助會
電話 七〇六九番

昭和十五年四月七日第三種商標註冊
昭和十五年三月十七日印刷
昭和十五年五月二十日發行

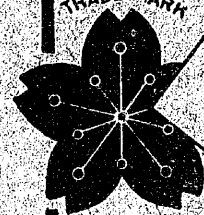
石炭鑛業互助會報

發行所 若松市本町三丁目

石炭鑛業互助會

最新の技術・最古の歴史

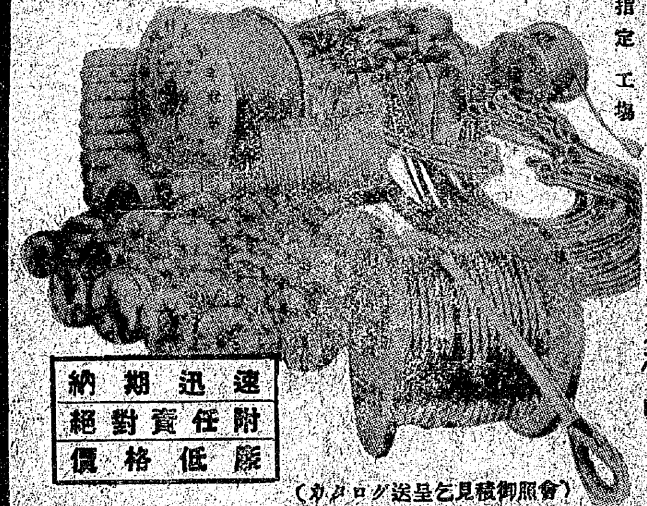
TRADE MARK



工學博士 多賀谷正義氏責任指導製品

鑛山用ワイヤーロープ

株式會社 笹村製網所製品



帝國陸海軍省
鐵道省通信省
指定工場

日本標準規格品

納期迅速
絕對責任附
價格低廉

(カタログ送呈乞見積御照會)

九州總代理店

幸田次兵衛本店

福岡市中島町西詰

電話東③〇二五二・一五〇二・四九七一